

地域共生社会
実現に向けた
地区社協活動
運営推進会議
報告書

社会福祉法人
川崎市社会福祉協議会

もくじ

1. はじめに	2
2. 地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議 立ち上げの経緯と検討経過	4
3. 検討で見えてきた地区社協の現状と課題 ～地区社協活動をより活性化させるために～	6
(1) 組織強化【組織体制】	8
Case01 防災に対する意識づけ [高津第三 (高津区)]	
Case02 福祉協力員制度の活用 [渡田 (川崎区)・大島 (川崎区)・丸子 (中原区)]	
(2) 広報強化【広報・活動資金】	16
Case 03 デジタルを活用した地区社協のPR [高津第三 (高津区)]	
Case 04 賛助会員を広げるシカケ [宮前第一 (宮前区)]	
(3) 事業強化【新規事業・つながりづくり】	22
Case 05 多機関連携による事業実施 [麻生東 (麻生区)・柿生 (麻生区)]	
(4) 連携強化【地区社協・区社協・市社協の新たな連携方法】	26
Case 06 住民主体の地区社協運営 [丸子 (中原区)・菅 (多摩区)]	
Case 07 地域連携による新たな事業の創設 [幸区]	
4. 地域共生社会実現に向けたこれからの地区社協	32
5. 委員からのメッセージ	35
6. 参考資料	39

この報告書では次の用語について () 内の表示とします。

社会福祉協議会 (社協)	民生委員児童委員 (民生委員)
地区社会福祉協議会 (地区社協)	民生委員児童委員協議会 (民児協)
区社会福祉協議会 (区社協)	町内会連合会 (町連)
市社会福祉協議会 (市社協)	町内会・自治会 (町会)

1. はじめに

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
会長 浮岳 堯仁

「一隅を照らす」最澄上人のこの言葉を私は常に心に抱いています。

自分が置かれた場所で灯となり周りを照らす。それを皆が行うことで世界は素晴らしいものとなる。一言で言ってしまうとこのようなことですが、これがなかなか難しいと思っています。

まずは「一隅」とはどこにあるのか。どこに灯の届かないところがあるのか。目を凝らして見ることも大切だと思いますし、目を逸らしてもいけない。自分の身の回りには灯が届かないところが案外ある、と気づくことが大切なのだと思います。

次にその灯の届かないところを照らすためには自ら動かなければなりません。少し身をよじるだけだとしても、他者様のために自分の置き場所、ありようを変えるというのも勇気のいることです。

最後に照らすための灯火をどうするか。出来ることは限られているかもしれませんが、私の中にある先人の思い、日頃お世話になっている方の言葉、世の中の様々な動き、こうしたことが私の出来ることを大きく広げ、自分の思う以上の大きな灯火を作ることが出来るかもしれません。

社協の活動とは、まさにこういったものだと感じております。

地域にはどうしても灯の当たりづらいところが生まれます。そのことにいち早く気づき、今までの経過や人の気持ちを大切にしつつ、行政の力も頼りに、多くの支え手を集め、住民と民間が結集して活動や事業を興す。このことが社協の本質であり、力強さだと信じています。

中でも、最も住民の身近なところで、住民の主体性により運営する地区社協はその基盤たるものです。

この度、地区社協の活動を推進する方々にお集まりいただき、未来志向でご検討いただきました。山積する難しい課題に対しても、前向きな思考かつ大らかな発想で検討いただいたことが、この報告書の隅々にうかがえます。

こうした地区社協の活動を基盤として、区社協、市社協と共に一つの大きな紙縫^{こよ}りとなり、隅々を照らす灯火となることを信じてやみません。

地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議

座長 山本 浩真

本会議は、令和4年10月20日より7回にわたり検討を重ねてきました。

地域住民による主体的な活動を続けている地区社協が、昭和29年度に川崎区の大師地区で産声を上げて以降、グローバル化がすすみ多文化の共生や、通信技術の発達により大量で多様な情報を発信し受け取れる情報化社会へと変化しています。また、今世紀半ばには65歳以上の高齢者が4割を占めることが予想される少子高齢社会の中で、どのような役割を示していけるか、示していくべきか。

すなわち、地域共生社会における地区社協のありようについて、各区から推薦された地区社協、町会関係者、市社協常務理事等が委員に就任し、様々な視点から議論をしていただきました。

この会議の中では平成26年から中断していた「川崎市内 地区社会福祉協議会 概要集」の刷新についても議論しました。この検討の中で改めてお互いの活動について新たな気づきがあったとともに、この概要集を葉籠中物やくろうちゅうのものに留めることなく、多くの住民に手に取ってもらい、読んでもらうためにはどのようにしたら良いかと考え、事務局も交えて喧々諤々の議論となりました。その甲斐もあり、発行後から様々な場所から反響が届いています。

会議の進行では各委員の持っている経験やアイデア、ひらめきを出来る限り拾って検討の土壌に載せていきたいという思いが初めからありました。そのため、次の会合において論議するテーマについて、意見を事前にいただくことにしました。委員の皆様にはご負担をかけたことと思いますが、会議においては本当に様々な視点からの検討を進め、方向性を見出すことが出来たと感じています。

ここに、今までの検討を報告書としてまとめさせていただきます。

この報告書も字だけで説明するのではなく、出来る限りわかりやすく、また使いやすくするために様々な工夫をしたつもりです。その成果は、ぜひ内容をご覧ください、ご確認いただければと思います。

最後となりますが、長きに渡って大切な時間を割いてくださった委員の皆様、インタビューに快く応じて下さった地区社協の皆様、令和5年度より学識の立場から助言下さった黒岩亮子先生、その他会議に関わってくださった皆様に深くお礼申し上げます。皆様のご尽力で、実りある議論が出来、血の通った報告書をまとめることが出来ました。ありがとうございました。

2. 地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議 立ち上げの経緯と検討経過

川崎市内に40地区ある地区社協は、市内全地域に対応した地域福祉推進の核となる存在であり、住民に一番近い社協として、地域課題解決に向けた事業を実施しています。

一方で、昭和33年度に地区社協が組織化され長い期間を経る中で、担い手の高齢化、財源の先細り、事業の硬直化、区社協と地区社協の関わり方などの課題も浮き彫りとなってきました。

また、令和3年度に川崎市が設置した「川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会」において地区社協活動や民生委員活動について双方で理解を深める必要があるのではとの意見が出されました。そして、これは町会や地域住民、関係機関に対しても同じであると受け止めました。

そこで、令和4年3月の川崎市社協地域部会において、地区社協役員、町会の代表、行政職員、社協役員・職員で構成される包括的な検討の場を設置し、令和4・5年度に検討を進めることを決定しました。あわせて、会議の準備作業を進めるために社協職員で構成される作業班も設置しました。

この会議は、未来志向で今後の地区社協像を検討していく会議にしていこうという意志から、名称を「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」とし、令和4年10月に開始しました。

令和4年度は現状把握を目的として、全地区社協に調査を協力していただき、平成26年以来となる「川崎市内地区社会福祉協議会概要集」の刷新作業を進めながら、会議において課題の洗い出しを行いました。

さらに、令和5年2月の地区社協役員等研修会において、会議の進捗状況を全地区社協で共有するとともに、「地区社協が今後も発展していくためには何が必要か、なぜ必要か」をテーマにグループワークを行い、幅広い意見を集めることができました。

出された課題を「組織体制」「広報活動・活動資金」「事業・つながりづくり」「地区社協・区社協・市社協の連携」の4点に整理し、令和5年度は、その解決方法について議論を行いました。その過程で俯瞰的かつ学術的な視点を得るために、令和5年度からは日本女子大学の黒岩准教授にオブザーバーとして参加いただきました。

計7回の会議、またその準備のため、計9回の作業班による会議をそれぞれ開催して検討を行い、会議の中で出された7つの取り組みを取材し報告書に掲載しました。



R5.10 発行 地区社協概要集

会議の経過

第1回

令和4年10月20日（木）

- 議題（1）座長及び副座長の選出について
（2）地区社会福祉協議会について
（3）会議スケジュールについて
（4）川崎市内地区社会福祉協議会概要集の刷新について
（5）地区社協の現状と課題についての意見交換

第2回

令和4年12月16日（金）

- 議題（1）第1回地区社協活動運営推進会議（10/20）の振り返り
（2）各区社協における賛助会員募集の実施状況について
（3）地区社協の現状と課題についての意見交換
（4）川崎市内地区社会福祉協議会概要集の刷新について
（5）今後の会議スケジュールについて

〈 令和4年度 地区社協役員等研修会を兼ねて開催 〉

第3回

令和5年2月17日（金）

- ・「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」の進捗報告
 - ・講演「地域共生社会実現に向けた地区社協の役割について」
 - ・グループワーク
- 「地区社協が今後も発展していくためには何が必要か、なぜ必要か」
講師 東海大学建築都市学部建築学科 特任准教授 後藤 純 氏

第4回

令和5年5月17日（水）

- 議題（1）川崎市内地区社会福祉協議会概要集の刷新について
（2）令和5年度の検討方針、スケジュール、会議の進め方について

第5回

令和5年7月26日（水）

- 議題（1）川崎市内地区社会福祉協議会概要集の最終確認について
（2）報告書の作成について
（3）組織強化・広報強化の具体案について

第6回

令和5年9月19日（火）

- 議題（1）川崎市内地区社会福祉協議会概要集について
（2）新規事業の具体案について
（3）地区社協・区社協・市社協の新たな連携方法について
（4）報告書の事例について

第7回

令和5年11月30日（木）

- 議題（1）報告書（案）について
（2）令和5年度地区社協役員等研修会について

3. 検討で見てきた地区社協の現状と課題 ～地区社協活動をより活性化させるために～

会議やグループワークにおいて把握した地区社協が抱える様々な課題や問題を「組織体制」「広報・活動資金」「事業・つながりづくり」に整理しました。

- (1) 「組織体制」⇒「組織強化」
- (2) 「広報・活動資金」⇒「広報強化」
- (3) 「事業・つながりづくり」⇒「事業強化」

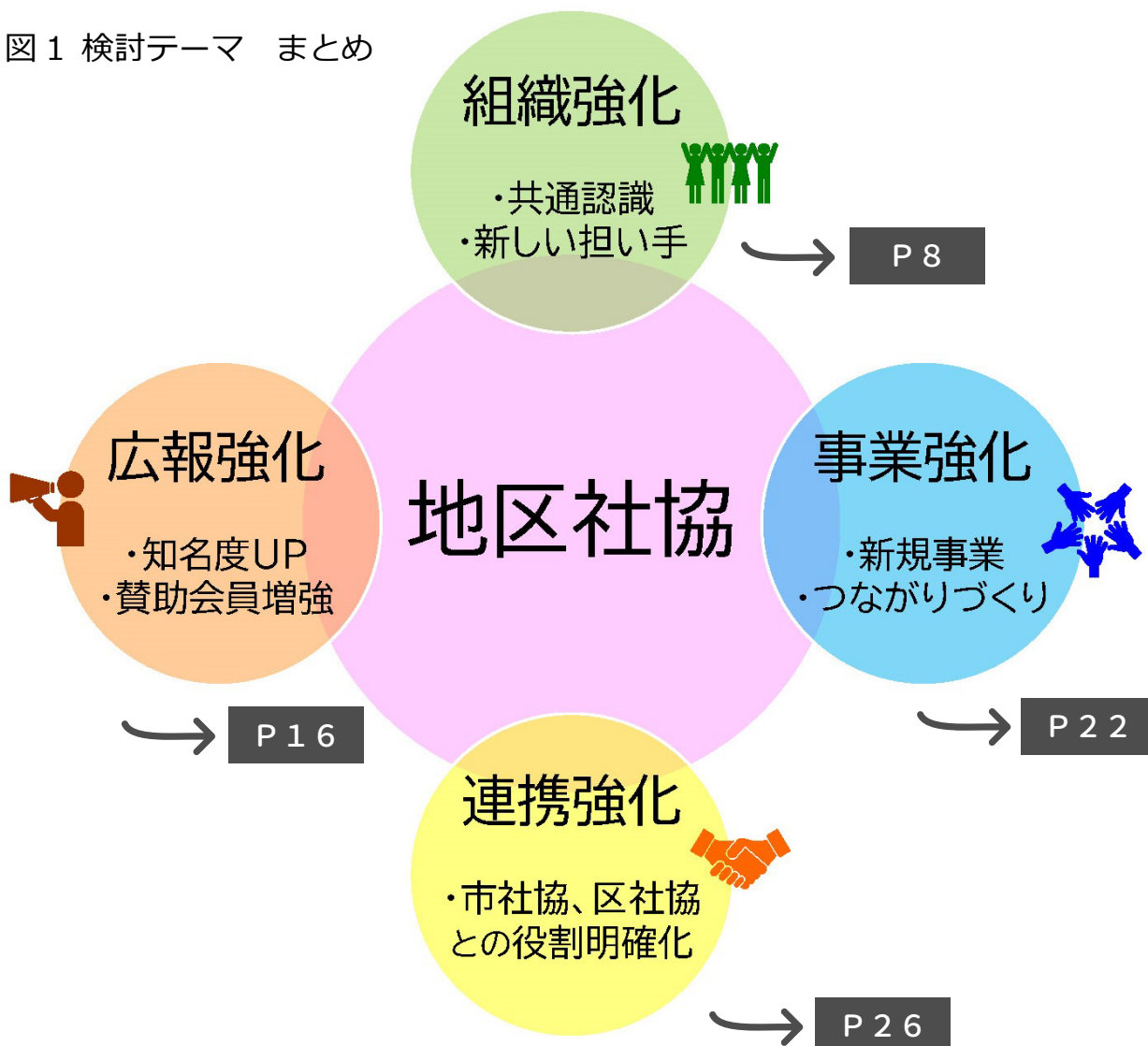
以上のテーマで、地区社協活動をより活性化させるための取り組みやアイデアについて検討しました。

さらに、事務局からの提案により、(1)～(3)を実践する上での地区社協・区社協・市社協の理想的な関係、役割分担はどのようなものかを検討するため、

- (4) 「地区社協・区社協・市社協の新たな連携」⇒「連携強化」

を加えて検討しました。(図1)

図1 検討テーマ まとめ



各テーマページの見方・活用法

8ページ以降はテーマ別に現状と課題のまとめ、解決・活性化させるためのアイデアを掲載しています。下のチェックリストでご自身の地区の現状をチェックしてください。

チェックがついた項目が強化したいポイントです。アイデアカードや取り組み紹介を参考に、地区社協活動の点検、見直し、強化の参考にしてください。

- 地区社協の役割や方針、活動について内部で共通認識を育てたいと思う →P.8へ
- 負担が特定の人にかからないようにしたいと思う →P.8へ
- 若者などの新しい協力者を増やしたいと思う →P.8へ
- 社会福祉協議会という存在と活動を知ってもらいたいと思う →P.16へ
- 賛助会員を増やしたいと思う →P.16へ
- 地域共生社会の実現や超高齢社会を見据えた活動に取り組みたいと思う →P.22へ
- 事業の実施方法を工夫したいと思う →P.22へ
- 地区社協・区社協・市社協の役割を整理して連携を進めたいと思う →P.26へ

自分の地区の現状をチェック

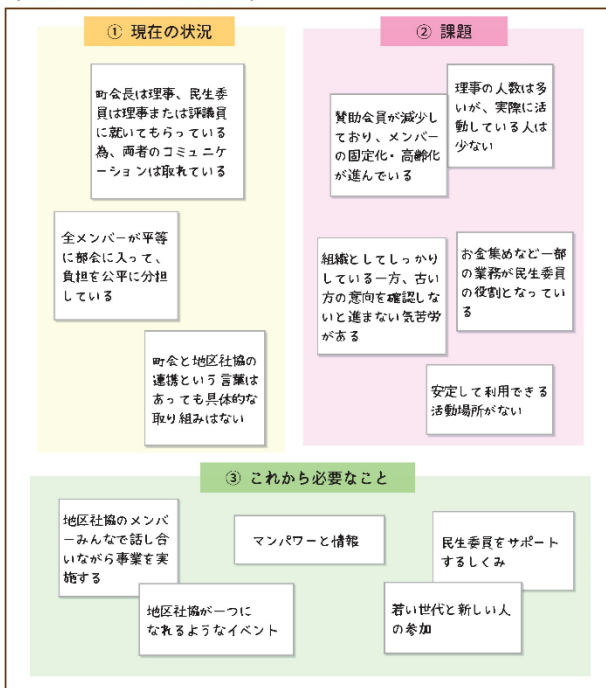
アイデアカードでヒントを探そう

(1) 組織強化【組織体制】

地区社協は、地域で地域活動・福祉活動に携わる多様な団体・個人で構成されており、特に、町内会・自治会と民生委員児童委員は、40地区全てで構成メンバーとなっています。地域や構成の多様さが、地区社協にしかない強みであり、時には運営の難しさにも繋がります。

議論の中では、「共通認識を持つ」「公平な負担感」「新たな協力者」がキーワードとして出てきました。

↓ 会議・グループワークで出た意見 ↓



地区社協活動をより活性化させるために

1-1 地区社協の役割や方針、活動について

- 地区社協の新しいメンバー（民生委員、町会長等）は地区社協について理解していますか？
- 構成する様々な団体が互いに理解しあい、強みを活かす取り組みをしていますか？
- 町会と地区社協が連携して行っている取組みがありますか？

学ぶ

「新任地区社協委員研修」を開催して、地域住民や構成団体の交流促進。一緒に企画することで連携が進む

「福祉懇話会」で地域の課題について話し合い、構成団体が情報共有を行う

イベント

「福祉まつり」を開催して、地域住民や構成団体の交流促進。一緒に企画することで連携が進む

災害に対する関心は高く、備えが必要。この課題を共有すれば、町会と地区社協が連携した取組みができる

広報

地区社協の活動の場で町会のPRをして町会への加入を促す。町会の課題は地域の課題！

地区社協の広報紙にリレー形式で各町会の活動を紹介するコーナーを作る

Case01

1-2 負担が特定の人に偏らないようにしながら、若者などの新しい協力者を増やしたい

- 地区社協活動の負担が民生委員に偏っていないですか？
- 地区社協の担い手の減少、固定化、高齢化の対応はできていますか？
- 町会に加入していない住民を地区社協の活動に巻き込める取組みはありますか？
- イベントの参加者から地区社協の協力者になる取組みはありますか？

民生委員

民生委員、保健司、町会連出席理事等、社協の一員として平等に部会に入ってもらい、企画実施を行う

民生委員は役割が多いという声もあり、賛助会費集めを町会に協力依頼

民生委員の業務を補完するために「福祉協力員」制度を創設

新しい協力者

地区社協会員の民生委員であるため、構成員を広く集めるため、一般住民から募集をする

次世代を担う人（PTA、子ども会、公文利用等）をメインターゲットに社協活動の促進を図り理解者の増加を促す

定年制度を設け後継者を育てる工夫をする

取り組み紹介を参考にしよう

町会住民と関わるきっかけに「マンションの上から地域を見よう！」というイベントを実施。イベントをきっかけに、地区社協や町会のPR

広報紙やパンフレットの中に協力者を募る記事を掲載する

負担ばかり考えるのではなく「やりがい」をアピールして新人発掘を行う

Case02

(1) 組織強化【組織体制】

地区社協は、地域で地域活動・福祉活動に携わる多様な団体・個人で構成されており、特に、町内会・自治会と民生委員児童委員は、40地区全てで構成メンバーとなっています。地域や構成の多様さが、地区社協にしかない強みであり、時には運営の難しさにも繋がります。

議論の中では、「共通認識を持つ」「公平な負担感」「新たな協力者」がキーワードとして見えてきました。

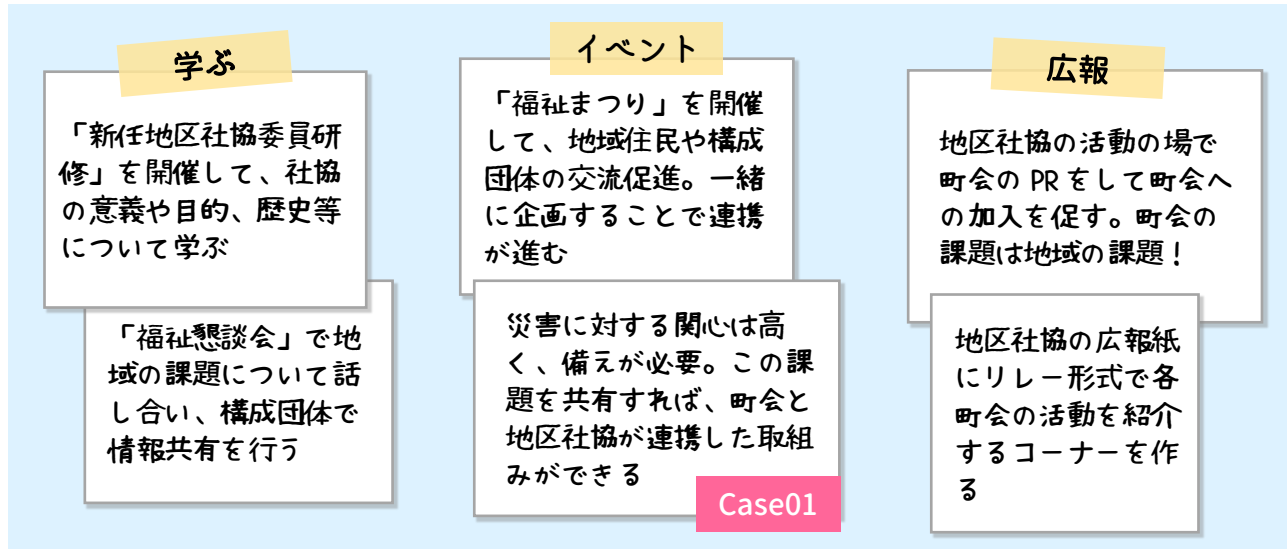
＼ 会議・グループワークで出た意見 /



地区社協活動をより活性化させるために

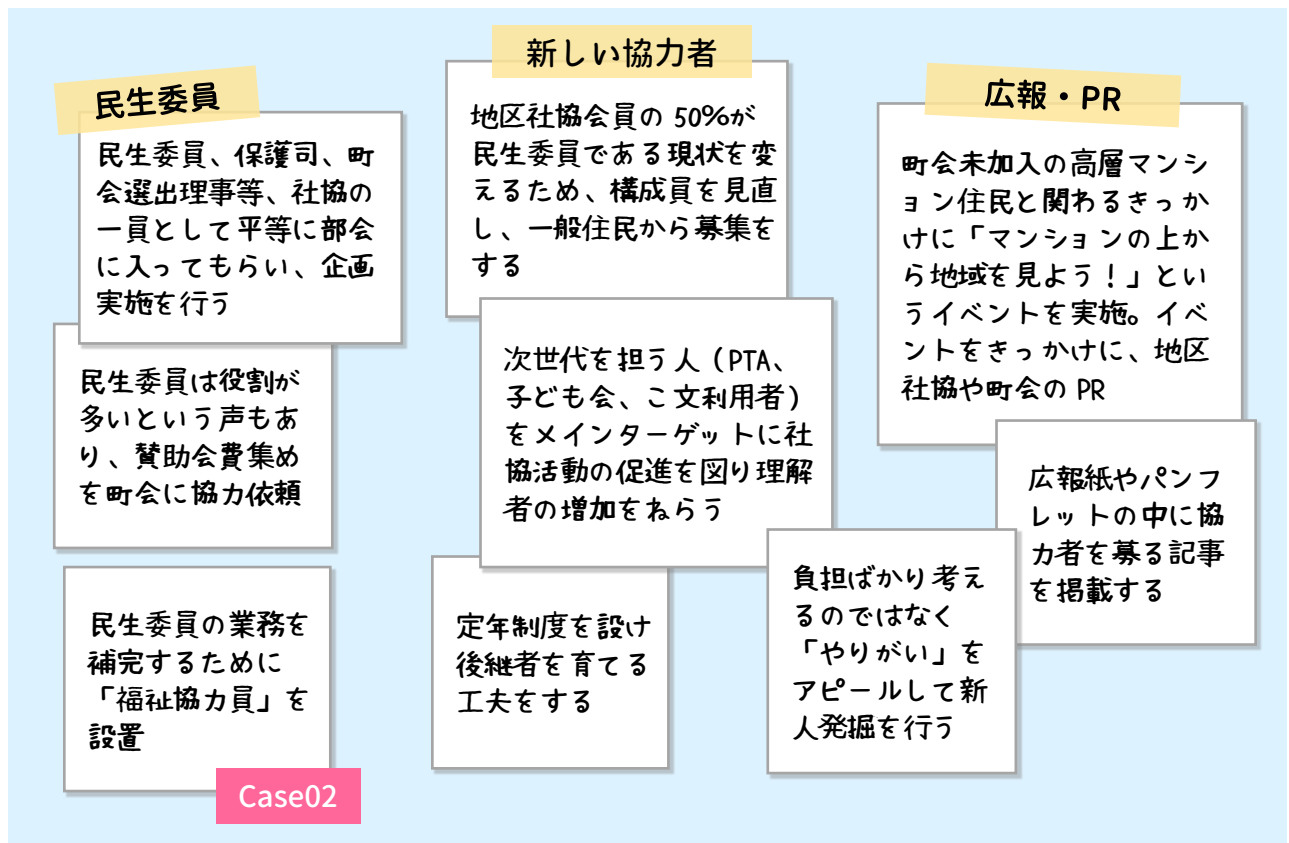
1-1 地区社協の役割や方針、活動について、内部で共通認識を育てたい！

- 地区社協の新しいメンバー（民生委員、町会長等）は地区社協について理解していますか？
- 構成する様々な団体が互いに理解しあい、強みを活かす関係ができていますか？
- 町会と地区社協が連携して行っている取組みがありますか？



1-2 負担が特定の人に偏らないようにしたい！ 若者などの新しい協力者を増やしたい！

- 地区社協活動の負担が民生委員に偏っていないですか？
- 地区社協の担い手の減少、固定化、高齢化の対策をしていますか？
- 町会に加入していない住民を地区社協の活動に巻き込めていますか？
- イベントの参加者から地区社協の協力者になってもらっていますか？



Case01 \ 組織強化、事業強化 /

地区社協の理事会や総会は町会長や民生委員、保護司、青少年指導員、PTA 等地域の第一線で活動している人が集まる貴重な機会です。そうした会議を活用して行っている防災の取り組みについて紹介します。

取り組み紹介

防災に対する意識づけ [高津第三 (高津区)]



※ ハザードマップは区役所等で配布しているほか川崎市ホームページからダウンロードができます
他に「土砂災害ハザードマップ」「津波ハザードマップ」があります

取組の
きっかけ

地区社協の圏域内が多摩川と隣接する地域です。明治時代に多摩川が氾濫したことがあると聞いたこともあり、特に洪水による災害に対して危機感がありました。令和元年7月の理事会で川崎市が発行している「洪水ハザードマップ」を配布して浸水リスクや浸水時の行動について確認したことが取り組みの始まりです。

内容

毎年7月に開催している理事会で「防災」に関する情報提供として「洪水ハザードマップ」「内水ハザードマップ」の配布。年度ごとに避難所の確認、行政職員（危機管理室、防災まちづくり課）による講演等テーマを決めて実施しています。

- 令和元年 「洪水ハザードマップ」配布、川崎市防災新聞の話
- 令和2年 高津区役所危機管理室職員の話
- 令和3年 「洪水ハザードマップ」配布
- 令和4年 川崎市役所防災まちづくり課職員の話
- 令和5年 「内水ハザードマップ」を用いて避難所の確認

効果

理事会は多くの地区社協関係者が参加するのでそうした場で研修的な要素を盛り込むことは社協会員同士の認識を共有する場として効果的だと感じています。

また「防災」は令和元年東日本台風を経験した地域ということもあり皆が関心を持つテーマなので積極的に取り入れています。

今後に向けての
思い

令和元年東日本台風では地区社協圏域内で多くの被害がありました。地区社協でも炊き出しを行いました。また、民生委員、地区社協理事が一軒一軒チラシをもって訪問して被害状況やボランティアの必要性の有無を確認しました。その内容を区社協から災害ボランティアセンターに伝達してもらいボランティアを要請しました。当時、区社協の職員や市社協に設置された災害ボランティアセンターの職員、ボランティアとして駆けつけてくださった方々には本当に助けられました。

私たちの地域は令和元年東日本台風を経験したことで住民の防災に対する意識の高まりを感じています。その経験や意識が薄れないように今後も継続して取り組みたいと思います。

「防災に関するマニュアルを作っては」との声もありますがそれはまだ手をつけられていません。当時の記録は詳細に残しているので風化させないでこれからもその経験や教訓を伝えていきたいと思っています。

Case02 \ 組織強化 /

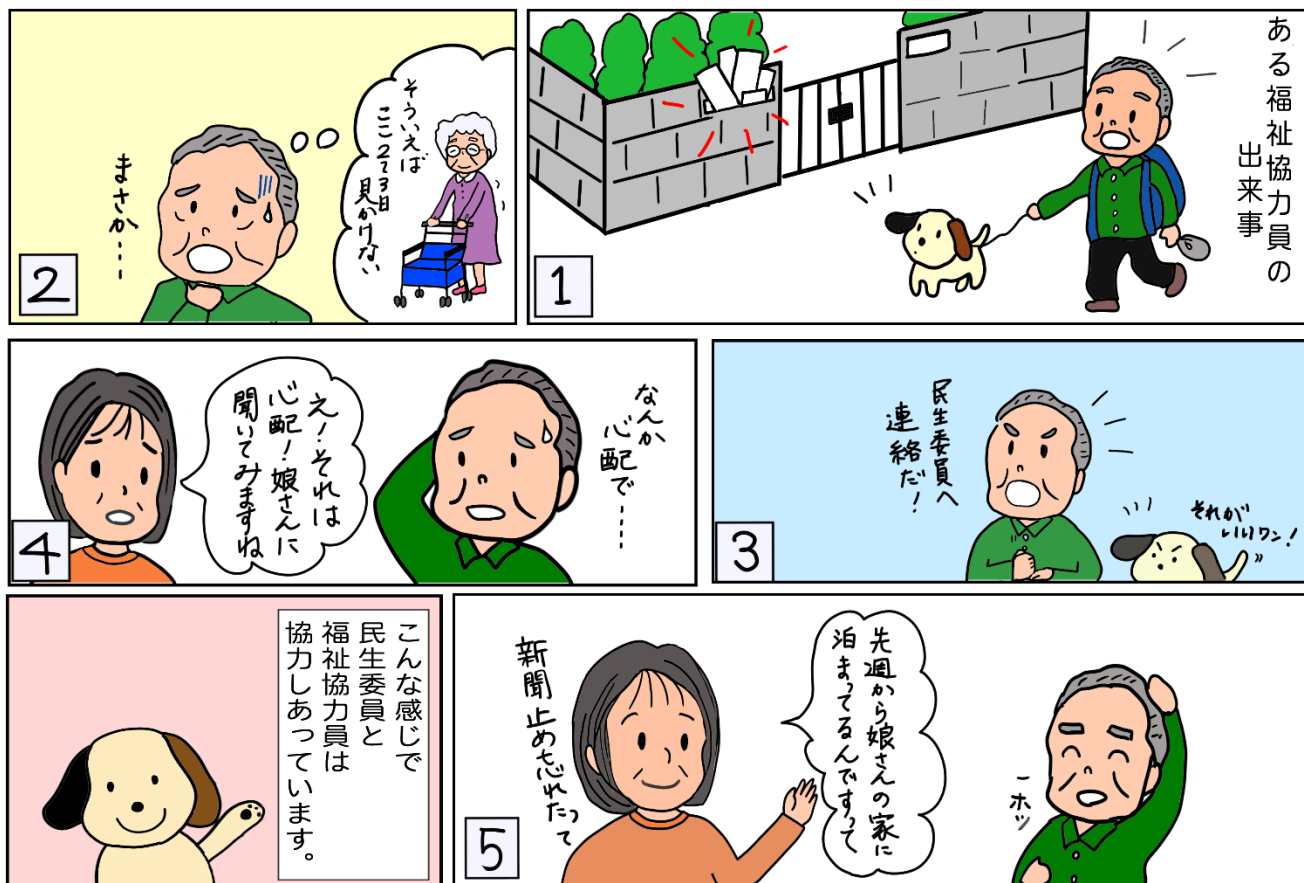
川崎市内では渡田・大島・丸子地区で福祉協力員を設置しています。民生委員のサポーターとして活動する福祉協力員の取り組みを紹介します。

※ 渡田地区「地域見守りネットワーク」、丸子地区「福祉協力委員」の名称を使用

取り組み紹介

福祉協力員制度の活用

[渡田 (川崎区)・大島 (川崎区)・丸子 (中原区)]



※福祉協力員とは

日常生活を送る上で問題を抱える方々も地域の中でいきいきと安心して生活できるよう住民同士で支え合う地域づくりを目指し、各地の社会福祉協議会では「福祉協力員制度」を実施しています。

社会福祉協議会会長が委嘱し、地域毎に一定の割合で配属され、地域における問題を発見し関係機関へ繋ぐことを役割に、民生委員児童委員などと連携し活動を行っています。

(厚生労働省報告書より)

＼ 今回は渡田地区と丸子地区から詳しいお話を伺いました /

渡田地区の取り組み

取組の きっかけ

平成 11 年より民生委員活動の一環として年々増え続ける独居・寝たきり高齢者を対象に実態調査を行いました。その結果「地域に暮らしている高齢者に何か地域で支えることが出来ないか…」との意見が集中して出ました。これに対し協議の結果、名称「地域見守りネットワーク」とし、見守りの取り組みを開始しました。

内容

地域見守りネットワークの取り組みは地域の支え合いを大切にしていけることをねらいとしています。民生委員だけでは十分な見守りが不可能なため、地域の協力を必要とし「福祉協力員」を募集することになりました。福祉協力員の役割はあくまでも「見守り」（さりげなく見守る）です。対象者の家の雨戸が開いていない、夜電気が点いていない。新聞がたまっている。何日も同じ洗濯物が干してある等の状況の時に民生委員に連絡して、民生委員が必要に応じて対処します。

効果

地域見守りネットワークでさりげない見守り活動を行うことで、民生委員の活動をサポートしています。また、民生委員 OB・OG が福祉協力員になることもあり、新任民生委員のよき相談相手になっています。

実際に地域の中では「孤独死」も問題になっており、こうした地域全体での見守り活動は民生委員や町内会役員以外の住民が地域の中の問題に目を向けるきっかけになっています。顔の見える関係性や地域のつながりが強いという地域特性もこの活動と結びついていると感じています。

今後に向けての 思い

コロナ禍で様々な地域行事が中止となり活動が停滞してしまいました。それは福祉協力員の活動も同様でメンバーで集まることが出来なくなり、体調を崩してしまう活動者もいました。また、民生委員の改選もあったため、今年になり活動を再開しようとしたときに以前の状態からのスタートではなく、「福祉協力員」についての説明やどのように運営していくかを考えるところからのスタートとなりました。ただ、福祉協力員の存在は民生委員だけでなく地区社協や町内会においても重要な存在となっていました。また、地域包括支援センターや地域みまもり支援センター等の関係機関も福祉協力員の重要性を理解しており、以前のような活動が出来るように今後について一緒に検討をしました。

その時々メンバーによって出来ること・出来ないことがあると思いますが、地区社協・民児協・町内会で話し合い、協力してこれからも地域全体で見守活動を続けたいと思います。

▶▶次ページで丸子地区の取り組みを紹介します

丸子地区の取り組み

取組の きっかけ

全国的に平成22年から23年にかけて「高齢者の所在不明者」が多発し、社会問題になりました。その時に丸子地区民児協で所在不明者の発生回避を検討し、88歳以上の高齢者を定期的に安否確認・見守り活動を行うこととしました。その際、将来は民生委員OB・OGを「福祉協力委員」として活動してもらおうと必要性を確認しました。その後、平成23年度の民児協、地区社協の総会でそれぞれ協議を行い、民児協と地区社協が連携して創設することが承認され、平成24年2月に活動が開始されました。

内容

「丸子地区 災害弱者の災害時安否要確認者名簿」に掲載され、かつ①一人暮らし高齢者（日中独居含む）②高齢者のみ世帯が見回り対象。原則訪問はしません。但し見回り対象者をよくご存じの場合は友愛訪問をしても結構です。新聞や郵便物がたまっていないか、夜間に電気が点いているか、雨戸の開け閉めがされているか、外出する姿を見なくなった、ご近所での噂等の情報も重要です。報告等は原則ありませんが、おかしいと思われる場合は民生委員に知らせます。異例事項は民生委員が対応します。

効果

福祉協力委員制度を創設したときに民生委員の業務負担の軽減とともに「将来の民生委員候補者」となることも創設の趣旨であると確認していました。福祉協力委員は地区社協のメンバーとしても活躍しており、地域活動に積極的にかかわっていただいています。前回の民生委員改選時も福祉協力委員から民生委員になっていただいた方もいます。

今後に向けての 思い

福祉協力委員制度は創設されて11年経過し、制度も軌道に乗ったようです。丸子地区では、福祉協力委員の方は本人の了解のもとで、一部の方に「地区社協の評議員」に就任していただいています。

今後も地区社協評議員の要員確保が円滑に行えらるとともに、研修等によりレベルの向上につながれば幸いです。

各地区的特色

	渡田	大島	丸子
配 置 ※民生委員一人に対し	3～4名	3～4名	1名
委 嘱	地区民児協会会長 地区社協会長	地区民児協会会長 地区社協会長	地区民児協会会長 地区社協会長
任 期	3年	年度毎	3年
推 薦	町内会	町内会	町内会
活動費	各町会に1万円/年	ボランティア	ボランティア
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員OB等 ・年1回合同研修（町会長、民生委員、主任児童委員、福祉協力員） ・活動費は民児協と地区社協から交付する ・連絡協議会（見守り、民生委員、町会長）等で活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会で理事・評議員等町会運営に携わっている方々 ・見守りと情報提供を求めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の心を理解し円満な常識を持つ ・個人情報等の守秘義務を遵守できる ・年1回合同研修（福祉協力委員、地区社協理事、民生委員）

資料

以下の資料を巻末（P.42～45）に掲載しています。

- ・渡田地区「小地域見守りネットワーク」について
- ・丸子地区「福祉協力委員」制度の諸取扱い基準について
- ・福祉協力委員の見回り対象者及び見回り方法等について（丸子地区）

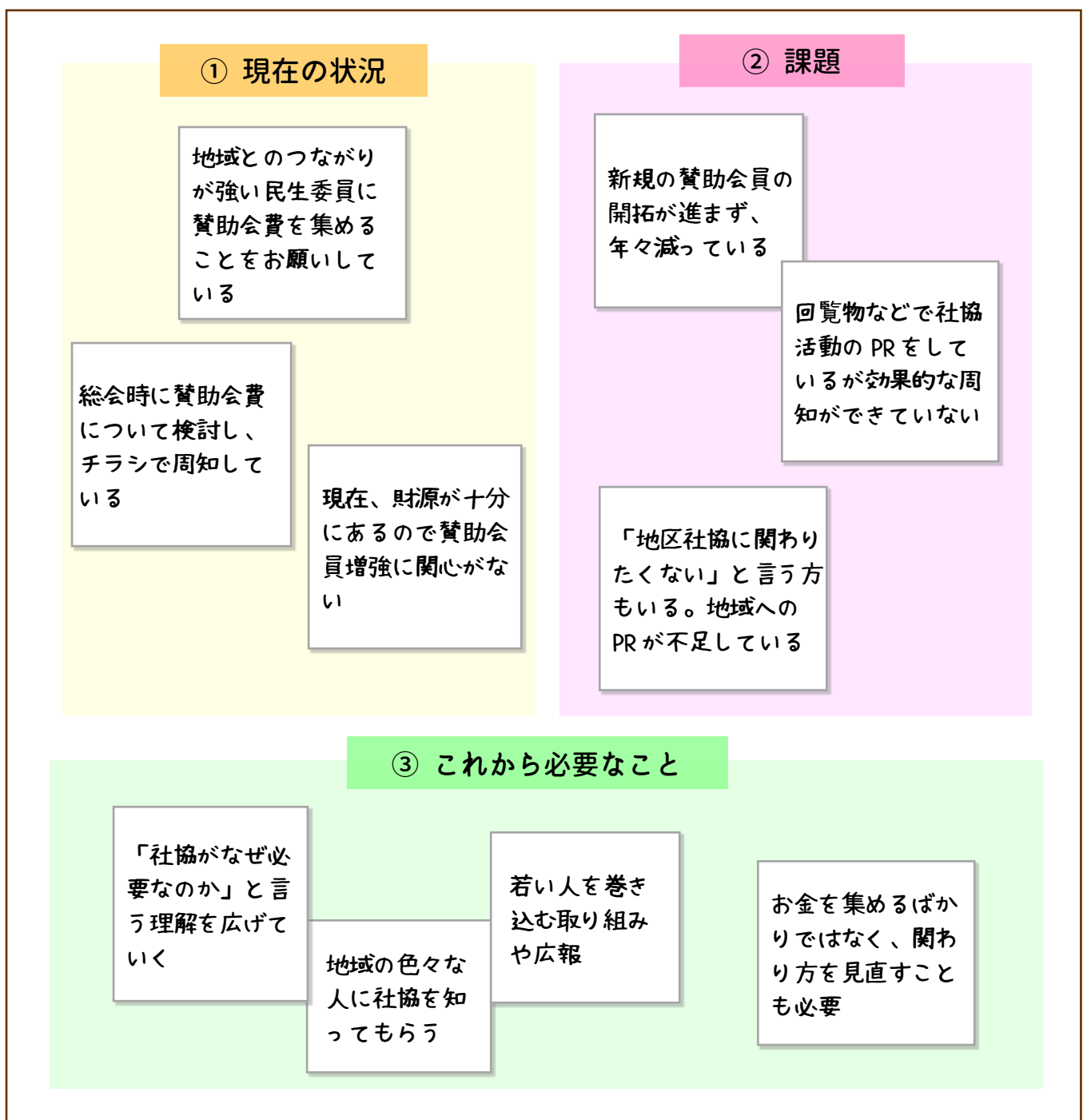
(2) 広報強化【広報・活動資金】

市内の社協の認知度は「名前も活動内容も（少しは）知っている」が15.8%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が34.3%となっています。（第6回川崎市地域福祉実態調査より）

川崎市社協では、社協の事業に賛同し、資金面で社協の活動を支援する賛助会員制度を設けており、その会費は地区社協の貴重な活動財源となっています。令和4年度の全市の賛助会費の実績は、約3,100万円で、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあります。

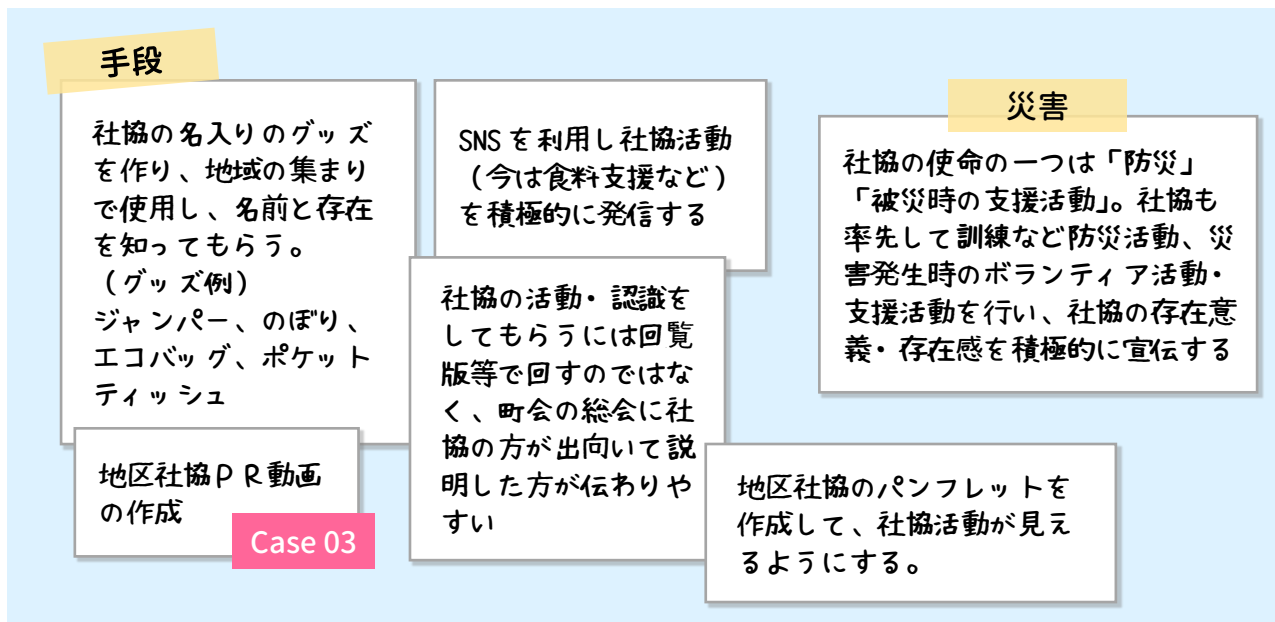
地区社協が活発な事業を実施していくためには、地区社協の存在を知ってもらい、理解者を増やしていくことが大切です。

＼ 会議・グループワークで出た意見 /



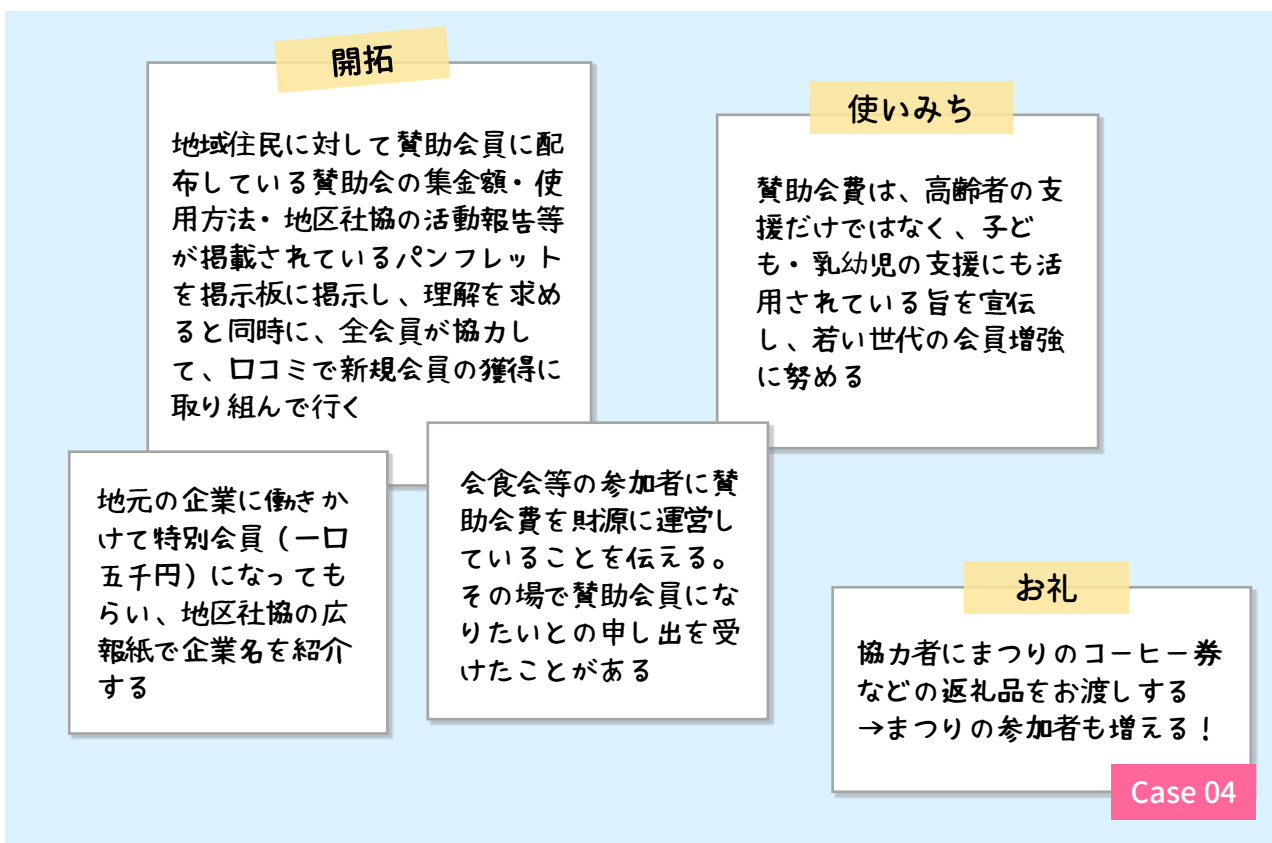
2-1 社会福祉協議会という存在と活動を知ってもらいたい！

- 地区社協の名称・活動内容が、多くの住民に知られていますか？
- 地区社協の活動を地域住民に広報していますか？
- SNSやホームページを利用していますか？



2-2 賛助会員を増やしたい！

- 賛助会員の新規開拓はできていますか？
- 賛助会員に使いみちをPRしていますか？
- 賛助会費の使いみちについてメンバーで共通認識がありますか？



Case03 \ 広報強化 /

スマートフォンやタブレットなどの普及により、若い世代を中心に活字離れが進んでいます。新しい技術を使い動画を作成し地区社協のPRを行っている取り組みについて紹介します。

取り組み紹介

デジタルを活用した地区社協のPR

[高津第三 (高津区)]



取組の きっかけ

地区社協の取り組みや活動をわかりやすく住民に伝えたいとの思いがありました。口頭やチラシでの説明ではイメージが難しく、新しく社協に入った方や町会関係者の方に活動内容や賛助会員の重要性が伝わっていないのではと感じていたからです。

何かいい方法はないかと思っていた時に、動画作成ができる役員がいたこともあり、令和4年に地区社協活動のPR動画を作成することになりました。

内容

9分弱の地区社協紹介動画を作成しました。ボイスロイドの継星（きずな）あかりが地区社協のAI部員としてそれぞれの部会の活動を紹介します。また、賛助会費が事業の財源として活用されていることを説明しています。

最後に高津区社協が進めている健康運動「おたっしゃ10(テン)のトライ」のマスコットキャラクター「テントラちゃん」、桜井純恵さんが歌うテーマソング「テントラちゃんは行く」の音楽や映像を使用して高津区らしさを出しています。

新しく理事になった方や町内会、老人会等で社協の説明をするときに活用していく予定です。

効果

昨年度作成したばかりなので今後どのように活用していくか試行錯誤をしているところです。見ていただいた方からは「活動がよく分かった」との声をいただいています。

今後に向けての思い

現在は活用方法等を検討している段階ですが、せっかく地区社協の活動を視覚で訴えPRする物が出来たので多くの場で活用したいと思っています。また、2作目、3作目と続けていくことで広報物としてだけでなく、活動記録として資料になるのではと考えています。



ミニデイケアあけぼの会の様子です

※VOICEROID（ボイスロイド）とは株式会社エーアイが開発した人間的で自然な音声合成を実現することができる高性能音声合成ソフトウェアです。

※音声合成ソフトとはテキストで入力された文字を読み上げるソフトウェアです。



写真は東高津小学校の校庭にて



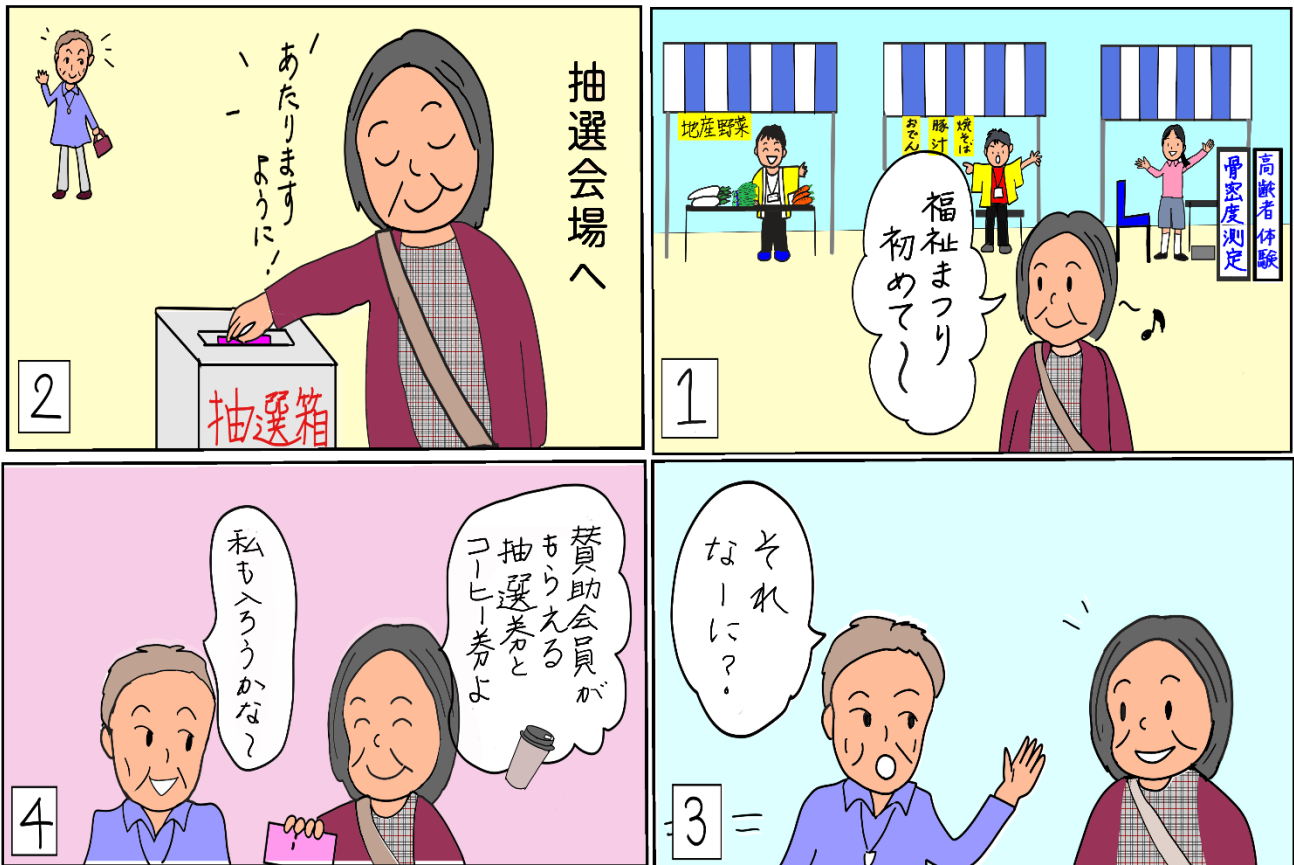
実際の星空観察の様子です

Case04 \ 広報強化、事業強化 /

「賛助会員に何かお礼をしたい」そんな思いから、独自の返礼品を作成している地区社協の取り組みについて紹介します。

取り組み紹介

賛助会員を広げるシカケ [宮前第一 (宮前区)]



第22回記念福祉まつり

コーヒー引換券

日時：平成31年3月24日(日)
午前10時から午後2時
場所：野川小学校

宮前第一地区社会福祉協議会

第22回記念福祉まつり 楽しいひと時をお過ごしください

抽選大会 チャンスは2回!

H 組 **14** 番

抽選時間：11:30頃、12:50頃
*抽選時に不在の場合は無効になります

抽選券

H 組 **14** 番

お名前 _____

*切り取って抽選箱へお入れ下さい

コーヒー引換券は抽選券にもなっています！抽選を2回に分けることでチャンスも2回！
多くの時間を福祉まつりで過ごしてもらう工夫がされています。

内容

宮前第一地区社協では平成16年から賛助会員になってくださった方に何かお礼が出来ないかと地区社協主催の福祉まつりで利用できる「コーヒー引換券」を返礼として渡す取り組みをしています。賛助会費募集の強化月間の時期だけではなく、他のイベント時にも賛助会員の募集を行っているので、年間を通して賛助会員募集のPRをしています。

また「コーヒー引換券」は福祉まつり「抽選大会」の参加券も兼ねているため、中には抽選大会を楽しみにしている方もいます。抽選大会の景品は地元の企業等に協賛していただいている物もあり地域が様々な形でつながっています。

効果

地区社協では4会場で実施する会食会や虹色の音楽会、虹色おはなしの会など各部会で様々な事業を行っています。その主な財源は「賛助会費」であると参加者の方にも毎回伝えています。賛助会員は地区社協を金銭面で支えてくれている大切な協力者です。

各部会で実施する行事は参加要件を設けている事が多いですが、福祉まつりは地域住民であれば誰でも参加できます。その中でコーヒーを飲んで抽選大会に参加していただき楽しい時間を過ごしていただいて、さらに地域での顔が見える関係づくりにもつながっている。そのような効果を実感しています。

今後に向けての思い

コロナ禍で賛助会費の募集を戸別に回ることが出来なくなった地域もありました。福祉まつりの会場として小学校が使用できなくなり今まで通りの事業実施が難しい時期もありましたが、昨年度は会場を公園に変えて3年振りに福祉まつりを開催することができました。

コロナ禍の影響だけでなく、新しい住民の町会（地域）離れもあり、難しいと思うこともあります。事業や取り組みの本質は変えずにその時にできる最善を考えてこれからも地区社協活動を行いたいと思います。

地区社協活動の財源は「賛助会費」と「赤い羽根共同募金」という話も小さな積み重ねが大切だと思うのでこれからも伝えていきたいと思っています。

また、町内会・自治会、民生委員、保護司、福祉施設等の地域関係者で悩み事や課題の情報交換や共有をして解決に向けて一緒に取り組み、より良い地域にしていきたいです。

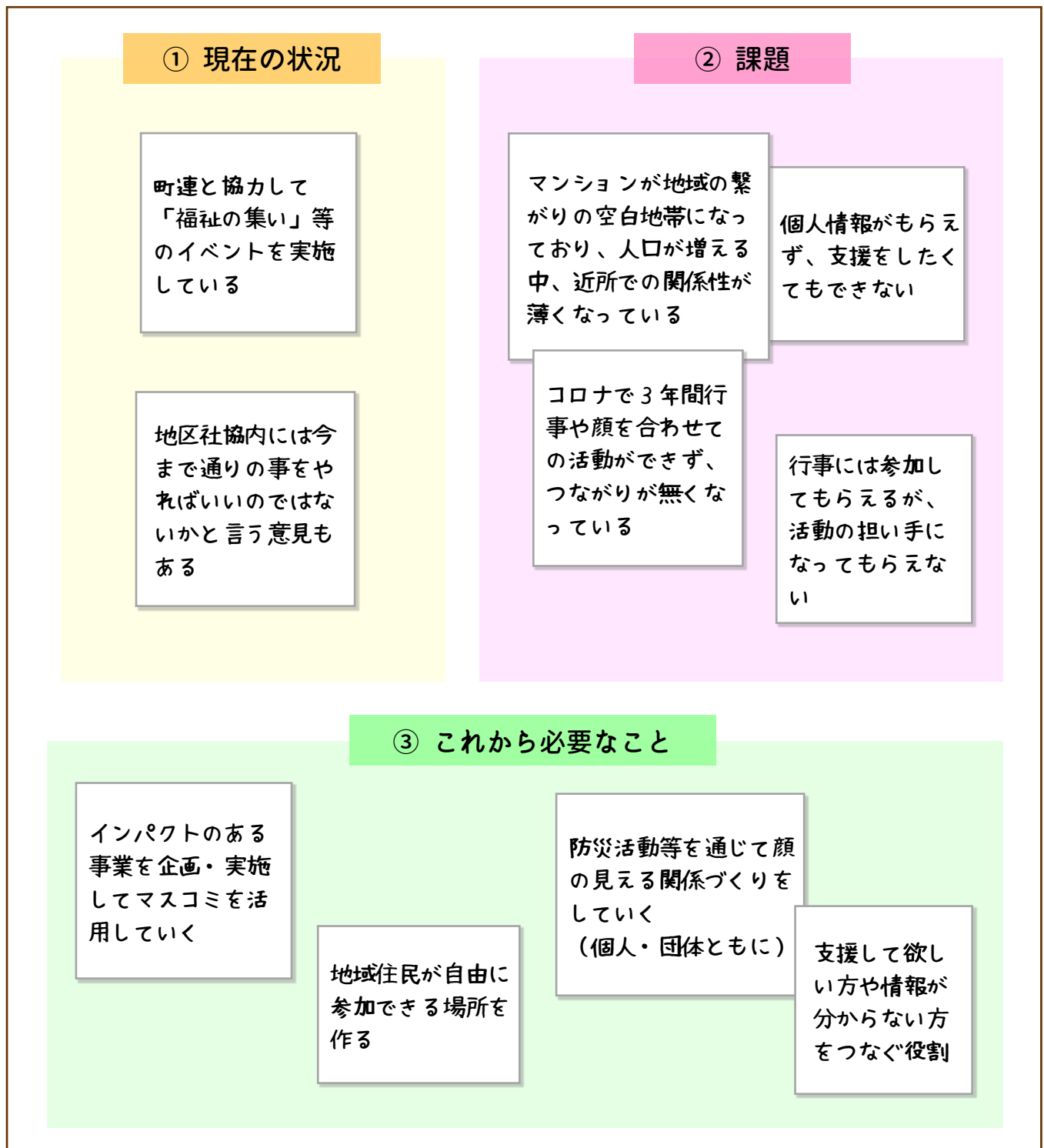
(3) 事業強化【新規事業・つながりづくり】

多様化する生活スタイル、孤立・孤独や経済的困窮など複雑・複合化する生活課題、近年増えている高層マンションとの地域交流など、地域の現状や課題は変化してきています。

地区社協概要集の各地区のイチオシ事業では、こうした現状に対応するため、子ども食堂やコミュニティカフェなど、より住みやすい地域を作るための新しい取り組みが行われていることが見えてきました。

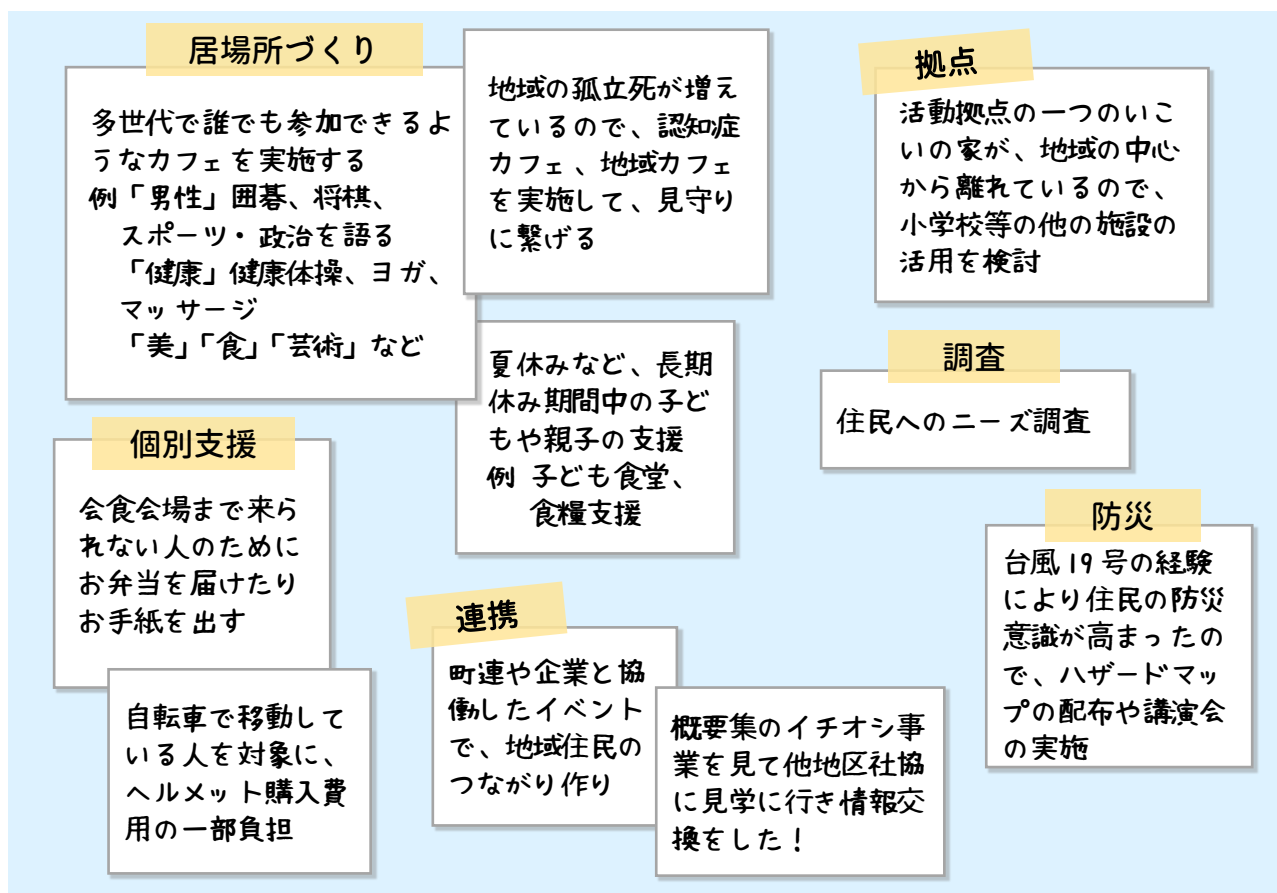
キーワードは「事業の見直し」「新規事業の立ち上げ」「事業と事業の連携」。地区社協概要集とあわせて、他地区の取り組みを参考にしてみてください。

＼ 会議・グループワークで出た意見 /



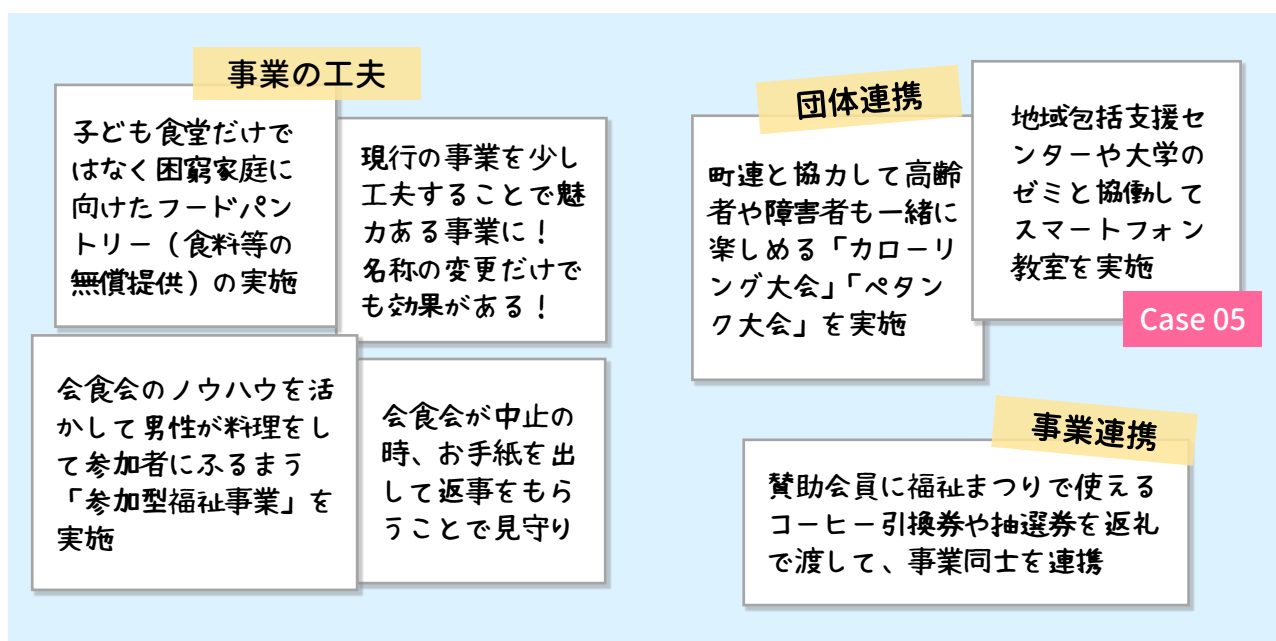
3-1 地域共生社会の実現や超高齢社会を見据えた活動に取り組みたい！

- 地域の課題を把握する取組を行っていますか？
- 地域の今の課題を解決するための事業を行えていますか？



3-2 事業の実施方法を工夫したい！

- 事業の名称にこだわっていますか？
- 実施している事業で連携できる事業はありませんか？
- 事業の実施方法・内容を定期的に見直していますか？



地区社協が新たな事業を始める時に、日頃のつながりがあったことでスムーズに多機関(地区社協・地域包括支援センター・大学ゼミ)で協働できた取り組みについて紹介します。

取り組み紹介

多機関連携による事業実施

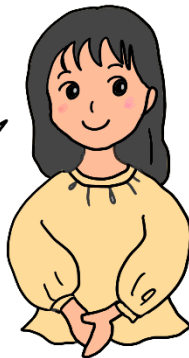
[麻生東・柿生(麻生区)]



大学生による スマートフォン教室



企画から一緒に
できて良かったです。



大学生

1回目と2回目の
違いをご覧下さい。



地区社協

狙い通りの
多世代交流になったな



包括

取組の きっかけ

麻生東地区社協でデジタルに関する何か新しいことをしよう!と考えていました。SNSを使った情報発信や動画での配信等様々な企画の中で実現可能な企画として「大学生と協働したスマートフォン教室」に取り組むことになりました。企画を進める中で区社協職員が区内の大学に相談した際、地域包括支援センターも同様の相談を大学にしていることが分かりました。もともと包括職員と顔見知りだったこともあり、お互いの企画内容を確認したところ、同じ方向性だったため一緒に事業実施をすることになりました。

また、麻生区は2地区社協ということもあり、柿生地区社協とは部会等の横のつながりがありました。声掛けをさせていただいたところ、賛同してくださり一緒に取り組むことになりました。

内容

スマートフォン教室は田園調布学園大学のゼミ、地域包括支援センター、地区社協の協働で実施することになりました。企画から学生に関わってもらい、半年ほどかけて準備をすすめました。

2日間を1セット（2週連続）の日程で組み、事業の目的を「多世代交流」と位置づけ、その結果スマートフォンの操作が少しわかるようになればいいというコンセプトの企画です。講師である学生は担当制にして同じ学生が2回とも同じ参加者を担当することにしました。そうすることで2回目は顔見知りの関係になり参加者の方が質問をしやすくなるような仕掛けを考えました。

町会回覧で広報しましたが、受付開始から1日半で定員に達するほど人気の企画となりました。

効果

事業内容の大枠は地区社協と包括で決めて、実施の内容については学生に任せる。何か相談があれば地区社協と包括が対応するという形にしました。そうすることで三者がそれぞれの立場に応じた役割分担で企画を進められ、負担が偏らない関係で事業を実施することができました。

事前にリハーサルも行いましたが実際に講座を開催した中で、学生から課題やそれに対する改善点が出され、回を追うごとに学生の成長を感じることが出来ました。また、参加者の方も2回目の質問タイムは笑顔も多く会話が弾んでいました。

今後に向けての思い

同様の内容（広く募集する形）で何年か続けたいと考えていましたが、ゼミの学生から「団体向けにパッケージプランを考えたい」との話が出たので「タッチあさお」という団体を立ち上げて対応する方向で動いています。

昨年度実施した形態は大学のサークルで引き継ぐことになったので広く募集をして多くの方に参加していただくという内容も継続していきます。地区社協や包括も「協力」という形で今後も関わる予定です。

以前から、前年度の踏襲型の事業実施では今のニーズに合っていないのではという危機感がありました。プロジェクトチームを立ち上げるなどしてニーズに合った地区社協活動、そしてもっと人のためになる活動について模索していきたいと思えます。

(4) 連携強化【地区社協・区社協・市社協の新たな連携方法】

川崎市内地区社会福祉協議会概要集作成時の調査において、地区社協内に事務局や事務担当を設置している地区は55%でした。他の地区は区社協の職員がサポートをしている地区と考えられます。

住民主体により地区社協活動を運営し、地域共生社会実現に向けた取り組みを行うために、地区社協、区社協、市社協の連携とそれぞれの役割について検討しました。

地区社協 住民主体で地区社協の運営を行おう！

- 地区社協内に事務局や事務担当を設置していますか？
- 引継ぎをきちんと行えていますか？
- 事務で効率化できる部分はありませんか？

取組例 >>> 事業の企画・実施、参加者の受付・取りまとめ、事務局設置、会議開催の事務、資料・議事録の作成、文書保管、会場・関係機関等の調整 など

事務データをUSBに保存して、事務文書等の引継ぎがスムーズにできるように

会議の通知など、LINEやメールを活用

事務長など、事務担当者の配置（できれば複数）

Case 06

区社協 地区社協の活動をサポートしよう！

- 地区社協の活動に対して、様々な視点から適切な助言ができていますか？
- 地区社協会長等による連絡会を開催していますか？
- 地区社協の活動を区内の住民にPRできていますか？
- 賛助会費の資材は、趣旨や使いみちが住民に伝わるものになっていますか？

取組例 >>> 事業企画等に対する助言や情報提供、助成金等の財政支援、賛助会費・共同募金の依頼・協働等

地区社協連絡会議を設置し、関連事項の検討や共通する諸課題への対応を話し合う機会をつくる。

地区社協が作成した総会資料・会議資料に対して、必要に応じて意見や情報を提供

アドバイスや情報提供をする時には、わかりやすい言葉（横文字ではない）を使用

市社協 地区社協が活動しやすい環境を整えよう！

- 地区社協の運営をサポートする研修会を開催できていますか？
- 地区社協の活動を市内、県内、全国に発信できていますか？
- 地区社協活動の今後の方向性について検討できていますか？

取組例 >>> 地区社協運営マニュアルの作成、新任地区社協委員・経理等テーマ別研修の開催、ニーズ調査、地区社協概要集の作成

全地区を対象とした地区社協運営研修会
・新任研修 ・会計研修
・事務局研修・広報研修
など

地区社協代表を集めた調査研究のための会議の設置

地区社協の今後の活動を支援する制度設計（福祉協力員や事務の自主運営などをサポートする助成金）

地区社協活動をより活性化させるために

三者連携 地区社協と区社協と市社協で連携して事業を行おう！

社会福祉協議会は会員組織であり、全市では約 1300 の団体会員と約 22000 人の賛助会員がいます。

社協の認知度不足、活動の担い手の高齢化・固定化、災害に対する備え、アフターコロナの地域活動の再興など、地区、区、市で共通する課題も多くあります。

地域共生社会の実現に向けて、三者が連携し、時には行政や企業も巻き込むことで、それぞれの負担の軽減を図りながら、より魅力的な事業が実施できるようになります。

連携・役割の例 /

災害 VC の設置運営訓練

- [地区] 参加者集め、訓練に参加
- [区] 事前研修会や当日の運営
- [市] ICT (情報通信) 技術など情報提供

ホームページや SNS による活動 PR

- [地区] 事業の様子を撮影、報告
- [区] 区社協ホームページに掲載
- [市] 市社協公式 SNS (Facebook, Instagram, LINE 等) で発信

イベントの開催

Case 07

- 例 ボッチャ大会等
- [地区] 参加者集め、広報・運営協力
 - [区] 企画、運営、広報
 - [市] 企業などに協賛依頼、広報

食糧支援活動

- [地区] 学校や地域住民に PR、運営
- [区] 企画、広報
- [市] 企業などに協力依頼、広報

ぜひフォローしてにゃ！

川崎市社会福祉協議会 公式SNS

イベントのお知らせやボランティア・災害に関する情報など市民の皆さまに役立つ情報をお届けします

- LINE: 川崎市社会福祉協議会 @5656oriz
- Twitter: Share Smile かわさき @ShareSmile_kwsk
- Instagram: 川崎市社会福祉協議会 @kawasaki_syakyo
- Facebook: 川崎市社会福祉協議会

川崎市社会福祉協議会が実施する事業や活動地域で取り扱われる活動や福祉情報等を発信しています

YouTube: ななふくチャンネル @kawasaki-shakyo

お問い合わせ
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
〒211-0053
川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター
TEL: 044-739-8710 FAX: 044-739-8737



※災害ボランティアセンター（災害 VC）とは災害が発生した際に、被災した方々や地域を支援するために、臨時的・応急的に作られるボランティアセンターで、社協が中心となって設置・運営されます。

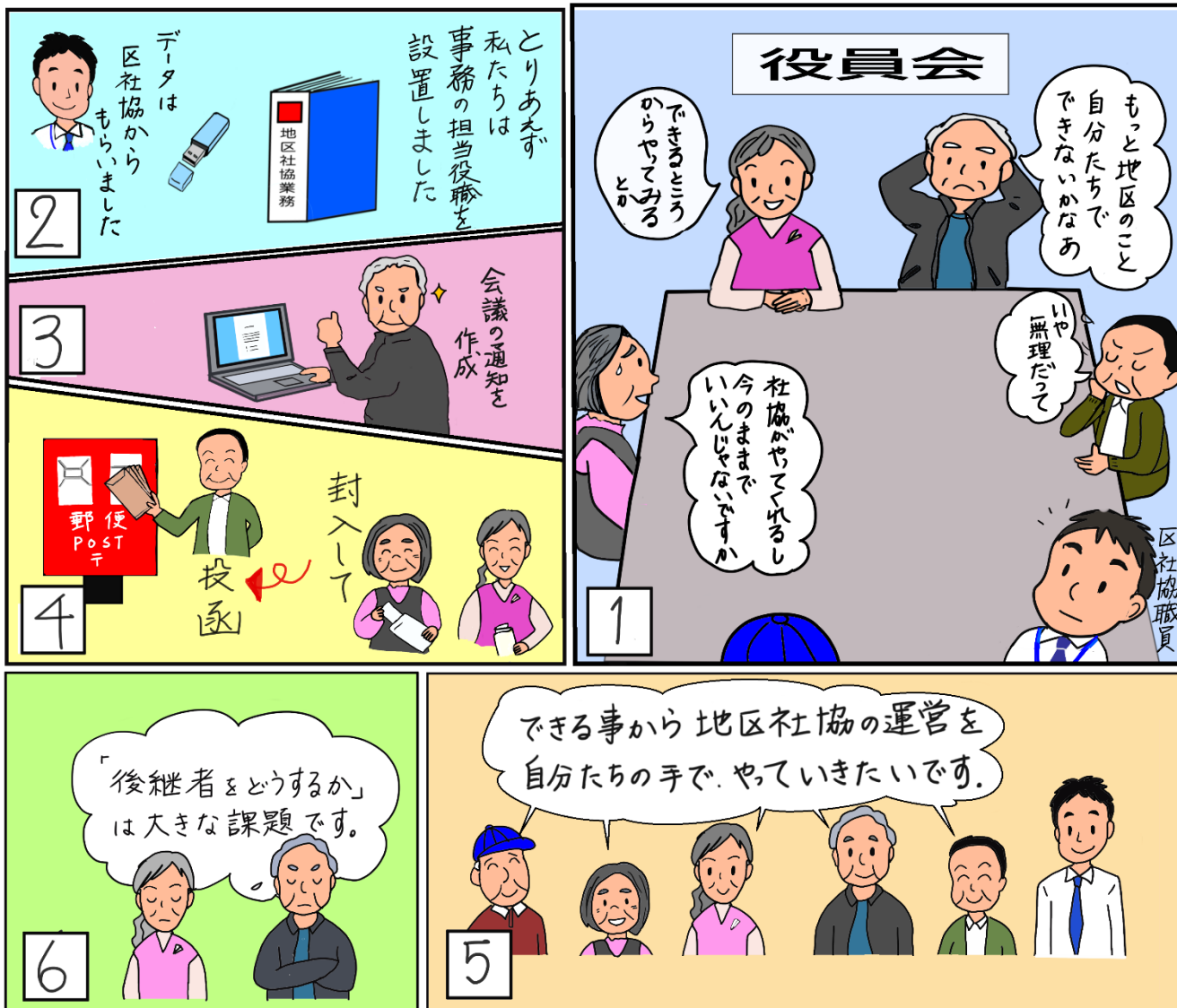
迅速な地元復興に向けて、地元住民と連携した運営が望まれています。

地区社協を住民主体で運営する方法の一つに事務局機能の充実があげられます。2つの地区の事務局を設置することになった経緯や取り組みについて紹介します。

取り組み紹介

住民主体の地区社協運営

〔丸子（中原区）・菅（多摩区）〕



丸子地区の取り組み

取組のきっかけ

中原区は5地区社協を地域課職員4名で担当しています。丸子地区の担当が他の地区社協の担当も兼任していたので、区社協職員の負担軽減のため平成19年度に事務局を立ち上げました。

内容

事務局長、事務局次長を置いています。各部会からの報告をもとに総会資料の作成や通知等の事務を担っています。事務局次長は立ち上げた当初から同じ方に担っていただいています。時には区社協の職員の協力も得ながら事務を進めています。

今後に向けての思い

高齢者のさらなる健康増進と交流を図るためにグラウンドゴルフを考えています。昨年度、区社協の助成金を活用して用具をそろえました。会場の問題はありますが、老人クラブや町会・自治会と一緒に取り組みたいと考えています。

これからも、地区社協、区社協一体となり地域福祉を進めて行きたいと思っています。

菅地区の取り組み

取組のきっかけ

区社協職員も少ない人員体制でサポートしてくれているのを理解しています。平成18年に稲田第二地区社協から中野島、菅に分かれた時に「自分たちでしょう」ということになりました。

内容

役員会の中で地区社協の事業方針や内容を検討して原案を作ります。資料作りは総務が担当し、常任委員会で各部会に伝達して議論してもらう形をとっています。役員会・常任委員会は毎月開催しているので社協内のコミュニケーションも良好だと感じています。事務局機能があることで、区社協はすべての会議に参加し、連絡事項の伝達及びアドバイザーとして活動をしております。

菅会館を地区社協でも使用させてもらっていますが、事務局の所在地はどうしても区社協に置くことになります。そうした面で地域からの問い合わせや苦情、お礼等は区社協に頼ることになるので、申し訳ないと感じています。

今後に向けての思い

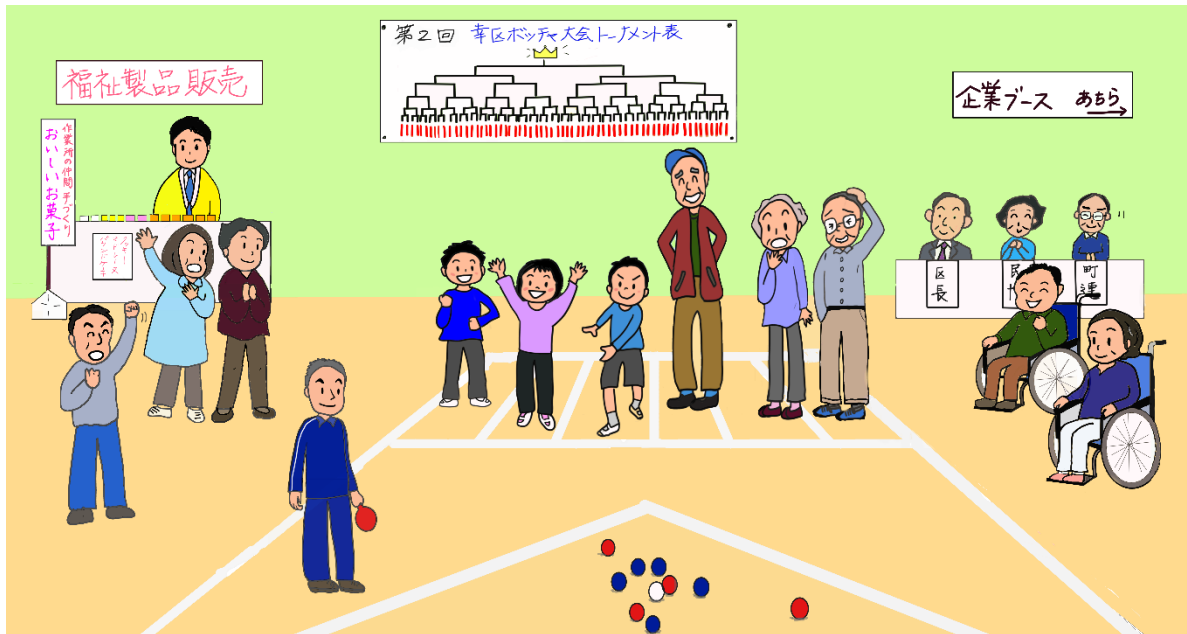
人の育成、今後の社協を担ってくれる人を育てるという面では総務になると地区社協の全体を見ることができると思います。そこで人が育ってきていると実感しています。今後も地区社協、区社協で協力して頑張りたいと思います。

Case07 \ 連携強化、事業強化 /

地域の中の多様な団体が、得意分野で力を発揮し、連携することで新たな事業に発展した取り組みについて紹介します。

取り組み紹介

地域連携による新たな事業の創設 [幸区]



ボッチャ大会

内容

ボッチャは年齢や障害等関係なく誰もが参加できるスポーツとして注目されています。幸区では区役所・スポーツセンターで用具の貸出や町連では道具の購入に対し補助金のしくみがあります。また、いこいの家には、寄付された道具や、団体で所持している道具を置いていただくことで、団体の活動以外にも多くの人々が利用できるようになっています。

区社協ではスポーツセンターと連携し、パルの他いこいの家や陽だまりで、体験会や講習会を開催しています。審判講習会も開催し、大会のみならず様々な場面でボッチャ交流ができるような環境の整備がされてきています。

幸区では「リレーカーニバル」という伝統的な行事がありましたが、令和4年度で終了となりました。ボッチャを楽しむ土壌ができていたこともあり新たなイベントとして令和4年度に区役所、区スポーツセンター、区社協、区老センが実行委員となり32チームで「第1回幸区ボッチャ大会」を成功裡に開催しました。

第2回の大会は更に区町連、区民児協、スポーツ活動連合振興会、スポーツ推進委員協議会も実行委員会に加わり、町会、子ども会、こども文化センター、老人福祉センター、企業などの関係団体、車いすユーザーなど6歳から93歳と幅広い層の64チームがハンデなしのトーナメントで競いました。大会には、川崎フロンターレ他、地元企業等の協力・協賛を得ました。

また、ボッチャ体験コーナーや地域活動PR展示、福祉製品の販売、協賛企業のブースを設けることで交流の場が生まれました。

今後の展望

こうしたイベントは地域の方が主体となって運営することが成功と継続のカギだと思います。

そして、住民同士だけではなく福祉施設や企業との交流の場になり、実施に関わる団体のPRにもつながっています。ポッチャの体験会や審判講習会を定期的実施することで競技者の裾野を広げるとともに、運営を継続するための仕組みができつつあります。

防災訓練

内容

地区社協から防災訓練についての声掛けがありました。役員からは防災は避難所の運営等で町内会が関わるので町連と連携した方がいいのではとの意見もありましたが、初めての取組なので、まずは地区社協の方々との協働を考えました。

具体的には令和5年度防災訓練で地区社協が主体となったサテライト型のボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、サテライトとしての機能を地区社協の方と一緒に体験したいと考えています。また、これに先立ち災害ボランティアセンターについて、地区社協役員を対象に研修会を開催しました。

災害が起きた時に区域でボランティアセンターを立ち上げて、拠点が1か所だとニーズ把握やボランティア派遣が行き届かない等の課題が出てくるのではと考えています。地域の方の意見を聞きながら、地域でボランティアセンターを設置・運営することが有効に働くという事の共通認識を育てたいと思っています。

防災訓練は住民の関心も高く、地域からそうした声をいただいたことで、実際に体験型の訓練ができないかを検討して今回の取り組みを実施することになりました。

今後の展望

サテライト型のボランティアセンターで地区社協は重要な役割を担うことになると思います。「地域のことは地域で」との意識が高いことも幸区の特徴なので、そうした気持ちに応えられるように地区社協・区社協・市社協が連携してそれぞれの役割を実行できる体制を検討して整えていきたいです。

災害や防災に対する取り組みは幸区だけではなく、他区にも関係することなのでモデルとして実績をつくることができると考えています。

4. 地域共生社会の実現に向けたこれからの地区社協

日本女子大学人間社会学部社会福祉学科

准教授 黒岩 亮子

現在、社協では地域福祉の推進を目的とする団体として、誰もが住みやすいまちづくりを目指すと共に、権利擁護事業や生活福祉資金の貸付といった、地域における支援が必要な人への直接的な支援を行っています。社会福祉法第4条によると、地域福祉は地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者（専門職）、社会福祉に関する活動を行う者という三者が相互に協力して推進するものとされています。地区社協の担い手の皆さんは、地域住民として地域特性に応じた様々な福祉に関する活動を行っている、まさに地域福祉の推進の核となる存在です。地区社協による活動は多岐にわたりますが、たとえば子育てや高齢者のサロン、会食会、体操といった地域住民が集まることのできる場をつくったり、広報誌やイベントの開催を通して地域住民の地域や福祉への関心を高めるなどしています。こうした地域住民の活動を支えるのが、専門職としての社協職員でしょう。この支えは、「縁の下の力持ち」「黒子」であることに特徴があります。社協は、1962年の「社会福祉協議会基本要項」で明確にされた「住民主体の地域組織化」を現在もなお大切な方針として守っています。すなわち、地域住民自らが地域の問題の解決を目指して活動していけるように、その主体性を最大限に重視し、支えているのです。

「共に」活動し、議論することが「地域の力」に

ところで、地域組織化において重要なのは、地域住民が「共に」活動していくという視点です。そのためにはまず、地域や福祉の問題に対して地域住民が共通した関心を持っていることが望ましいです。地域組織化とは、個々バラバラではなく、「共に」活動することでその思いや力を結集し、それが「地域の力」につながっていくことに重きを置くからです。

とはいえ、「共に」活動してくれる人が見つからない、新しい活動もあるようだけれども、それらを結集することが出来ないという課題は、この運営推進会議でもたびたび取り上げられてきました。地域には多くの問題があり、地区社協の担い手の皆さんは出来るだけ早く目の前の問題を解決したいと願い、熱心に活動をされていることでしょう。

実は、地域組織化は時間をかけて実現していくものでもあります。細々とでも活動を続けることで、そこに共感する人が徐々に増えていったり、「共に」活動してくれる人が何かのきっかけで与えられることもあります。また、活動を進める中で

は、立場の違いなどから様々に意見が対立してしまうという課題もあるかもしれませんが、ですが、どうしたら「共に」活動できるのか、そのためにはどのような共通認識を持ったら良いのかといった議論を繰り返すという時間＝プロセスを経験することで、地域住民一人ひとりが力をつけていきます。大変かもしれませんが、そうした経験を通して、目の前の問題だけではなく、潜在化している問題をも発見し、解決のために活動できるようになるのです。こうした地域住民の力が、「地域の力」につながり、地域に必ず良い変化をもたらします。時間はかかるけれども、そのプロセスは必ず力になることを信じて、一步一步進んでいくことが重要だと思います。

運営推進会議においても、熱心な議論が繰り返されてこの報告書は完成しました。これもまたプロセスです。意見をぶつけあうことで、様々な気づきが出てきます。今回は、社協職員も「共に」試行錯誤することができましたが、そのプロセスも貴重であったと思います。専門職は、地域や地域住民の現状、ニーズを知り、どのように支えていくのかを深めていくのが責務です。こうした議論を通して専門職の技術も磨かれ、地域住民と専門職の役割分担も明確になっていくのではないのでしょうか。

地区社協活動で蓄積した価値を発信する

上述したような「共に」活動する人を増やすこと、共通認識を持って活動することと共に、広報（発信方法）についても課題として挙げられました。担い手不足は多くの地域福祉活動に共通した課題ですが、そのことは地域への関心が低下していることと必ずしもイコールではありません。むしろ、多くの人が高齢者の孤独、孤立した子育て、若者の引きこもりなどの問題の深刻さを理解しているのではないのでしょうか。こうした問題に対して、地区社協の担い手の皆さんは活動を続け、それが「地域の力」として蓄積されています。この価値を正しく発信することができれば、地域の中に共感が広がり、「共に」活動する人も増えてくるでしょう。また、若者の中には、地域の問題を解決することを仕事にしようと挑戦する人も多く見られるようになりました。ちなみに、大学もそうした人材を育てるための学部や学科の創設が続いています。さらに、地域の一員としての企業の社会貢献も当たり前のようになされる時代です。活動を続けることで蓄積してきた「地域の力」とその価値を正しく発信することと同時に、こうした新しい活動を知ることも重要です。そして、お互いが歩み寄り、活動同士をつなぎあって新たな価値を創造することが今、求められています。

歩み寄りと変わる勇気

歩み寄り、という点で私が印象に残ったことを一つ挙げたいと思います。運営推進会議では、先だって刊行された『かわさき 市内の一推し（イチオシ）川崎市内地区社会福祉協議会概要集』についても検討しました。概要集作成で大きな議論となったのが、表紙です。これまでの社協のイメージをくつがえす、アニメのようなキャラクターを使用したのは、「これまで社協を知らなかった人、若い世代など興味を持ちにくかった人にも、社協や地区社協の活動を知ってほしい」という思い、目的があったからです。表紙がこの目的に合致しているのか、逆にこれまで社協に関わってきた人には受け入れられないのではないかと、など様々な意見が出ました。それでも、時代やニーズに合わせて発信方法を変えることで、これまで社協に関わってこなかった人にも歩み寄りたいとチャレンジすることになりました。歩み寄りとは、これまで蓄積してきたもの、大事にしてきたものから少しだけ自由になることかもしれません。また、「変わる」という勇気を持つことにもつながるように思います。たとえば、これまで続けてきた活動のやり方を、新しい人に全部任せてみる、そんな思い切った方法も歩み寄りの一つになるのではないのでしょうか。SNSの利用や動画の作成なども、それらを利用する人への歩み寄りです。そのような勇気あるチャレンジにも、今後、期待したいです。

この報告書に載せられた具体的な取り組みもまた、時代やニーズに合わせた様々な工夫がなされています。これまでの活動により蓄積された「地域の力」を大事に、新しい価値のある地区社協を創り上げていくこと、それがこれからの目標であり、地域共生社会実現の第一歩です。ぜひ「共に」チャレンジしていきましょう。

黒岩先生の専門分野

地域福祉論、社会福祉政策

「地域生活への移行」という福祉の大きな流れのなか、地域で孤立している人の実態や政策・地域住民の活動等による支援のあり方について研究

川崎市、八王子市の地域福祉政策や、川崎市、大田区等の社会福祉協議会の計画策定に携わる

私は、川崎市全町連より選出された部会員です。地区社協の皆様と会議を重ねる中で、構成員の高齢化や後継者の減少、賛助会員の減少等、私たち単会の町内会・自治会の運営に対する悩みと一致していることが確認できました。

私は、地区社協と町内会は車の両輪と考えています、コロナ禍で人の交流が希薄になりましたが、これから子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりを共有しながら協力し合い活動を行なってまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

川崎市社会福祉協議会 地域部会 部会員 中川 潔
(川崎市全町内会連合会選出)

今回、委員を務めさせていただいて、当会議の委員の皆さまの「より良い地区社協」を築いていきたい熱意に大きく刺激を受けました。各地域でこれまで行ってきた活動と問題点などを共有することで、他地域でのこれからの取り組み方に参考になるヒントが多く得られたと思います。市内の地区社協の可能性と連携がとても楽しみです。

ご参加いただきました各委員と事務局の皆さまに深く感謝申し上げます。

川崎市社会福祉協議会 地域部会 部会長 山本 浩真
(区社会福祉協議会選出)

運営推進会議に出席して、各地区の抱える様々な課題を知ることができました。各委員も各区の状況を共有できたのではと思います。

その中でも組織の強化については、各地区で行われる取組が住民の地域離れが進んでいる現状を変えていくヒントとして今後活かしていければと思います。

川崎市では、10地区の社協、10地区の民児協、90の町内会・自治会が地域のために活動しています。誰もが住みやすい地域づくりのために、これからも多くの団体や地域の方々と手を取り、連携してまいります。

田島地区社会福祉協議会 会長 島田 潤二

渡田地区社協は9町会で構成されています。地域内の問題点として、組織率の低下があります。各町会ともじりじりと会員が減少しています。また、町会役員は引き受け手がないため将来が危惧されます。若竹会、子ども会、青年会、老人会の存続も危ぶまれます。コロナ禍において各会の活動が停滞し、それが一段と進んだように思います。

地域に居住する人が楽しく安全に過ごす為には、普段からお互いに見守り合う関係を築いておかなければなりません。地域に根ざした地道な活動を通して、これからも居住者同士のつながりが強固になるよう協力しあっていきたいです。

渡田地区社会福祉協議会 会長 齊藤 安司

2年間ありがとうございました。そしてお疲れ様でした。座長はじめ委員の皆さまの若々しい議論に感銘するばかりでした。そして社協の事務担当の皆様ご苦労様でした。的確なアドバイスありがとうございました。

川崎市の地域的条件は、各区の活動の違い・特色を如実に表し、その創意工夫は新米の私にとって参考になることばかりでした。この会議報告書を参考にしながら、今後の地区社協活動に生かしていきたいと思っています。会員の皆様には、本報告書を参考・活用いただき是非地区社協活動を活性化していただければ幸いです。

御幸東地区社会福祉協議会 会長 杉谷 憲一

日頃社協活動に個々の課題を感じておりましたが、“それではどうすれば”の行動や方法がわからない状況でした。この度推進会議に関わり委員の皆様が社協・地区社協の現状やこれからのあり方に真摯に取り組んでおられるのに驚きました。会議を重ねるなかで課題が整理され社協活動を活性化する方法やアイデアの意見が多く出されたのを職員の方々が簡潔にまとめて下さいました。ありがとうございます。

この報告書が会員の皆様に今の、そしてこれからの社協活動や新たな事業を考える一助となりますようお願いしております。

日吉第二地区社会福祉協議会 常務理事 村田 清子

「子育てサロンと地域共生社会の実現」

丸子地区では乳幼児世帯の子育てサロンを通して、家庭の孤立化、乳幼児の虐待を防止し、安全・安心なまちづくりを進めています。具体的には、若い母親と乳幼児が毎月一回丸子多摩川いこいの家、または山王会館に集まって交流会に参加して知り合い、目的が同じことから忽ち意気投合して友達関係が構築されています。参加親子は新たな居場所として実感しているようです。加えてその効果は顕著であり、地域共生社会の実現に向けた活動と考えています。この行事は永久に続けていかなければならないと思っております。

丸子地区社会福祉協議会 会長 青木 英光

地区社協の実施している事業・行事の中で、特に喜ばれている行事が子育てサロンとひとり暮らし高齢者の会食会だと思います。しかしながら、これらの行事でさえ十分に認知されているかと言えば、必ずしもそうではありません。

参加者からの意見・感想を聞いてみると意外に我々の広報が行き届いていないことを実感させられます。ひとりでも多くの方々に我々社協の活動を知ってもらおう事こそ大切なことと思っております。

小杉地区社会福祉協議会 会長 伊藤 巖

報告書を作成する会議の中で他地区社協の先進的な取り組みを聞きながら、良い意味で刺激を受け、また自分の努力不足を反省する機会になりました。

「地域共生社会の実現をめざす」と一口に言っても、簡単なことではないと皆さん承知していることです。ただし、何も行動しなければ前に進みません。

とにかく今できることを仲間と共にコツコツ実践していくことに傾注していこうと思います。**ガンバルベー！**

高津第二地区社会福祉協議会 会長 富田 誠

笑顔で明るく、楽しく活動するスタッフの姿に拍手！！

対象者も参加して良かったと云う！感謝です！

各部会が実施している福祉事業が少子化高齢化と共に益々大切にして人の尊厳を常に念頭に頑張ります。

高津第三地区社会福祉協議会 会長 池田 清夫

地区社協の主たる活動財源は賛助会費と共同募金です。その財源の確保と考えた場合、町内会自治会の加入率は重要な課題です。加入を拒否する人の多くは、①災害が起きても避難所の心配がない。②救助の場合でも心配ない。③ゴミ出しの心配もない。要するに、生活する上で困れば役所が何とかしてくれる。もう向こう三軒両隣の時代ではないということです。

このような現状に歯止めとなる策を市社協として検討する必要があるのではないかと思います。また、マンションの住民の加入も地区社協の重要な課題であると感じました。

宮前第一地区社会福祉協議会 会長 津田 知充

「地域共生社会の実現に向けた思い」

地域共生社会が実現できれば素晴らしいことだと思います。健常者と障がい者、誰もが人権を以って認め合う。平成12年まで禁治産者制度が続いていたことで、健常者以外の者への偏見が未だ根強い方もいらっしゃるようです。しかし、成年後見制度に変わったことで人権を尊重することが求められ、個人を守る制度に方向展開しました。と同時に認知症への取り組みが広く伝わり出し、障がいを身近に感じる方が増えています。これを機会にどのような方でも、今のその方を受け入れる環境作りを活動として進めていきたいと思っています。

向丘地区社会福祉協議会 会長 川田 和子

菅地区は4部2委員会で事業の企画・実施をしておりますが、和気あいあいとした雰囲気、どの部・委員会も活発に意見交換がされております。また、地域について自ら考え行動する、皆で決めたことは必ず実行する結束力の強さもあります。これからも「菅地区社会福祉協議会らしさ」を大切に、地域住民や関係機関の協力を得ながら、地区社協・町会が車の両輪となり活動を展開し、新しい事業に取り組んでまいりたいと思います。

菅地区社会福祉協議会 会長 大澤 敏夫

令和5年度からの参加ではありましたが、とてもいい企画だと思いました。市内各地区社協では、それぞれ特徴のある活動をしています。こちらに記載されている各地区の活動はとても元気です。各委員の討議も素晴らしかったです。

このような他地区の活動を今後大いに参考にしていきたいと思います。

登戸地区社会福祉協議会 会長 松本 英嗣

地域共生社会の実現に向けた地区社協活動の取り組みの話し合いの会議に参加し、他の地区の活動の様子が良く分かり、これから進めていく社協の事業にとっても参考になりました。

まずは、社会福祉協議会の地域住民への認知度が低いと言われている事への対応が大事だと思います。いかに関心を持ってもらえるかの方法を工夫して、地域住民の方々に事あるごとに地区社協の広報紙なども活用して広報し、周知していくと共に社協の活動への参加を呼びかけて、つながり作りが出来ればと思います。

麻生東地区社会福祉協議会 副会長 今 富子

私が所属する柿生地区社協は人口、世帯数からみても、川崎市内の地区社協に比べ大きいということもあり、町会と地区社協が少し距離がある様に感じるとともに、地域とのつながりも若干希薄だと感じています。そのため、私は、身近な存在であり、住民の皆様が参加しやすい地区社協になるにはどうしたらいいのかという課題を持っていました。

今回、川崎市社会福祉協議会の「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」に参加し、他の地域の地区社協が積極的に活動されているのを知り、真似からでもいいので、良いと思ったことはとにかくやってみることが必要だと感じるとともに、とても刺激を受けた会議でした。

柿生地区社会福祉協議会 会計 大沼 洋子

2年間に渡り、この会議に参加して、委員の皆様の日ごろからの地域での取組や率直な御意見をお聞きすることができ、本市が推進する、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステム構築に向けて、大変心強く思ったところです。

川崎市社会福祉協議会は、本市の取組を進める上での重要なパートナーですので、今後とも、皆様と地域福祉の推進に向けて、更に協働・連携を進め、取組を推進してまいりたいと考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 地域福祉担当課長 久保 真人

2年近くにわたり熱心な議論ができました。本当にありがとうございました。

地区社協の皆様が、様々な課題を抱えながらも、その解決に向けて地域に根差した住民主体の活動を地道に実践されていることを、会議を通じて再認識いたしました。

私は本会に着任して3年が経過しますが、常日頃から、地域の素晴らしい取り組みを積極的に多くの方々に発信してアピールするように職員に伝えているところです。

また、地域活動を実践されている方々に対して、今後は本会がどのような支援や役割を担っていくのが重要であり、大きな課題と考えています。

引き続き、地域の皆様と共に協力しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

川崎市社会福祉協議会 常務理事 邊見 洋之

委員の皆様、黒岩先生、どうもありがとうございました。推進会議の末席を温めさせていただき、とても勉強になりました。

地区社協では一推し事業のみならず、様々な取組が行われており、まさに地域共生社会の具体的な事例として実践していただいております。

川崎市社会福祉協議会としても地区社協の皆さんの活動が効果的なものとなるよう応援していくとともに、より一層の連携を図ってまいりたいと思います。

川崎市社会福祉協議会 事務局長 高田 智幸

6. 参考資料 統計データ

川崎市内地区社会福祉協議会概要集作成時の調査及び令和5年度各地区社会福祉協議会総会資料の事業報告、決算書を基に作成しています。令和4年度はコロナの影響で実施できなかった事業があります。また、事務局では把握できていない情報もあると思いますので、参考データとしてご活用ください。

1. 地区社協の構成（複数回答）

団体種別		地区数	割合
地域関係	町内会・自治会	40	100%
	民生委員児童委員	40	100%
	保護司	36	90%
	ボランティア	26	65%
	老人クラブ	23	57.5%
	青少年指導員	17	42.5%
	スポーツ推進委員	12	30%
	婦人会	3	7.5%
	いこいの家運営委員会	2	5%
	民生委員OB	2	5%
	日赤奉仕団	2	5%
	地域見守りネットワーク	1	2.5%
	マンション管理組合	1	2.5%
	防犯連絡協議会	1	2.5%
	交通安全母の会	1	2.5%
子ども・教育	学校関係	20	50%
	子ども会	17	42.5%
	母親クラブ	8	20%
医療・福祉	福祉施設	13	32.5%
	当事者団体	5	12.5%
	行政	2	5%
	医療関係機関	2	5%
	社会福祉関係団体	1	2.5%
その他	一般住民	11	27.5%
	学識経験者	6	15%
	商店会	3	7.5%
	金融機関	1	2.5%
	神社寺院	1	2.5%

2. 地区社協の活動場所（複数回答）

活動場所	地区数	割合
いこいの家	32	80%
町内・自治会館	25	62.5%
福祉パル・陽だまり	21	52.5%
福祉施設	13	32.5%
公共施設	10	25%
区役所	9	22.5%
学校	7	17.5%
神社寺院	6	15%
集会所（団地・マンション）	5	12.5%
公園	3	7.5%
金融機関	3	7.5%
民間施設	2	5%
病院	1	2.5%

【構成】

地区社協は、様々な団体が会員として加入し、ネットワーク組織として活動しています。地区により構成される団体は様々ですが、幅広い分野の団体が会員となっています。

【活動場所】

地区社協が話し合いや活動を行うため、様々な場所を利用しています。地区により状況は異なりますが、圏域内にいこいの家がある地区は全地区活動場所として活用しています。また、町会館や集会所など地域住民だからこそ利用できる資源を活用し、身近なエリアにある場所を使えるように工夫しています。

3. 地区社協の財源（複数回答）

内容		地区数	割合	平均金額
区社協賛助会費を財源とした区社協からの助成金		40	100%	－
共同募金配分金		40	100%	－
高齢者ふれあい活動助成金（会食会）		29	72.5%	－
寄付・バザー・まつり等の収益金		20	50%	－
その他 ※		16	－	－
地区社協会費		32	80%	－
内訳 (複数回答)	世帯	15	37.5%	34 円/世帯
	町会	17	42.5%	8,711 円/町会
	民児協	19	47.5%	－
	保護司	20	50%	－
	団体	11	27.5%	－

- ※ その他の内訳
- ・ 町連からの助成
 - ・ 社会を明るくする運動
 - ・ 日本赤十字社
 - ・ 利用料、参加費 など

【財源】

地区社協は地域や活動団体が集まるネットワーク組織であり、公共性が高いため、他の団体にはない多くの財源を使って活動を展開しています。

毎年行っている賛助会員の募集や共同募金が重要な財源となっています。また、8割の地区社協が独自で会費を集めています。他にもバザーやまつり等の収益を活用するなど様々な方法で自主財源を確保しています。

4. 地区社協の事業（複数回答）

内容		地区数	割合
広報紙		36	90%
発行回数	年1回	20	55.5%
	年2回	12	33.3%
	年3回	2	5.6%
	不明	12	5.6%
会食会		34	85%
ミニデイ		8	20%
サロン・カフェ		14	35%
子育てサロン		13	32.5%
子ども食堂		2	5%
バザー・まつり		6	15%
助成事業		20	50%

【事業】

地区社協は地域の実情やその時代のニーズに合わせて様々な事業を実施しており、統計では居場所づくりに関する事業を多く行っています。他にも「学校の福祉教育への協力」「各種講座・講習会」「福祉懇談会」「地区ボランティアセンター」などを実施しています。地区社協概要集のイチオシ事業に掲載されていますので、そちらもご覧下さい。

5. 地区社協による助成事業（複数回答）

助成先（団体）	地区数	割合
町会	2	5%
老人クラブ	8	20%
子ども会	7	17.5%
青少年指導委員会	6	15%
スポーツ推進委員会、スポーツ活動振興会	3	7.5%
障害者施設	2	5%
子育て（母親クラブ）	7	17.5%
母子寡婦福祉会	2	5%
交通安全母の会	3	7.5%
助成先（活動）	地区数	割合
会食会・配食	5	25%
社会を明るくする運動	3	7.5%
リハビリ・ミニデイ	3	7.5%
その他（団体・活動）※	10	—

※ その他の内訳

- ・ ボランティア団体 ・ 障害児関係団体 ・ 防犯連絡協議会
- ・ 食生活改善推進委員連絡協議会
- ・ サロン ・ 歩こう会 ・ ボッチャ大会 など

【助成事業】

地区社協は多様な団体で構成されたネットワーク組織で、地域の様々な活動を資金面からも支えています。共同募金や賛助会費で地域の方からいただいた善意を地域で循環させる機能も担っています。

令和5年10月

渡田地区「小地域見守りネットワーク活動」について

【はじめに】

渡田地区（9町会）では平成11年4月より民生委員の活動の一環として、年々増え続ける独居や寝たきりの高齢者を対象に地域の実態を調査しました。その結果、「地域で暮らしている高齢者へ何か支えることができないか」との課題が集中して出ました。これに対し協議の結果、名称「地域見守りネットワーク」として取り組みを開始しました。

【取組内容、実績及び研修会等の実施】

- この活動は、地域の支え合いを大切にしていくことをねらいとしており、民委生員だけでは十分な見守りが不可能なため、様々な地域の協力を必要とし、民生委員をサポートしてくれる名称「福祉協力員」とし募集することとしました。
 - 各町内会会長と相談して、一人の民生委員に「福祉協力員」3～4名お願いする事ができました。
 - 渡田地区社協会長・渡田地区民児協会長の連名で「福祉協力員」に委嘱状を交付しました。
 - 民生委員が主となり「福祉協力員」の交代等はスムーズに行われるようにしました。
- 「福祉協力員」の役割はあくまでも「見守り」（さりげなく見守る）です。
 - 「高齢者の家の雨戸が開いていない」「夜、家に電気が点いていない」「新聞がたまっている」「何日も同じ洗濯物が干してある」等の状況を福祉協力員が発見した場合、民生委員へ連絡してもらい、民生委員は必要に応じて対処してきました。
- 各町内福祉協力員の中でリーダー・サブリーダーを選び、町内会ごとに連絡協議会を開催（町内会長出席）しています。年1・2回、12月より開催日を報告し、定例会資料に提示します。
 - 民生委員児童委員、福祉協力員の交流と自己研鑽のために町内ごとに年1～2回の連絡協議会開催と、渡田地区として年1回合同研修会『講師を招いての研修会・事例発表会・ビデオ鑑賞研修会』を開催しております。近年はコロナ感染予防のため、連絡協議会および合同研修会は実施しておりませんが、状況を見て再開を検討していきます。
- 高齢者等の各町内調査表は民生委員が更新します。

5. 災害時支援体制図作成・協力依頼

- ・民生委員が担当地区ごとに要支援者の調査をし、支援するためのマップを平成 19 年より作成しております。担当地区町内会で 1 枚にまとめることで全体像が把握しています。
- ・町内会連合会議にてマップを公開し、各町会長に自町内会のマップと独居高齢者調査表を渡し、協力依頼をしています。なお取り扱いには十分注意するように依頼しています。また、各町内会の自主防災組織に民生委員を入れてもらえるように要請、了承を得ました。
- ・各町会の福祉協力員連絡協議会にて担当地区民生委員がマップと高齢者の一覧表を渡し、見守りの依頼をしています。
- ・川崎市災害時要援護者避難制度登録者個票の写しの提供を受け、平常時の見守り活動に利用しています。

【参考】渡田地区 人口・世帯数集計表

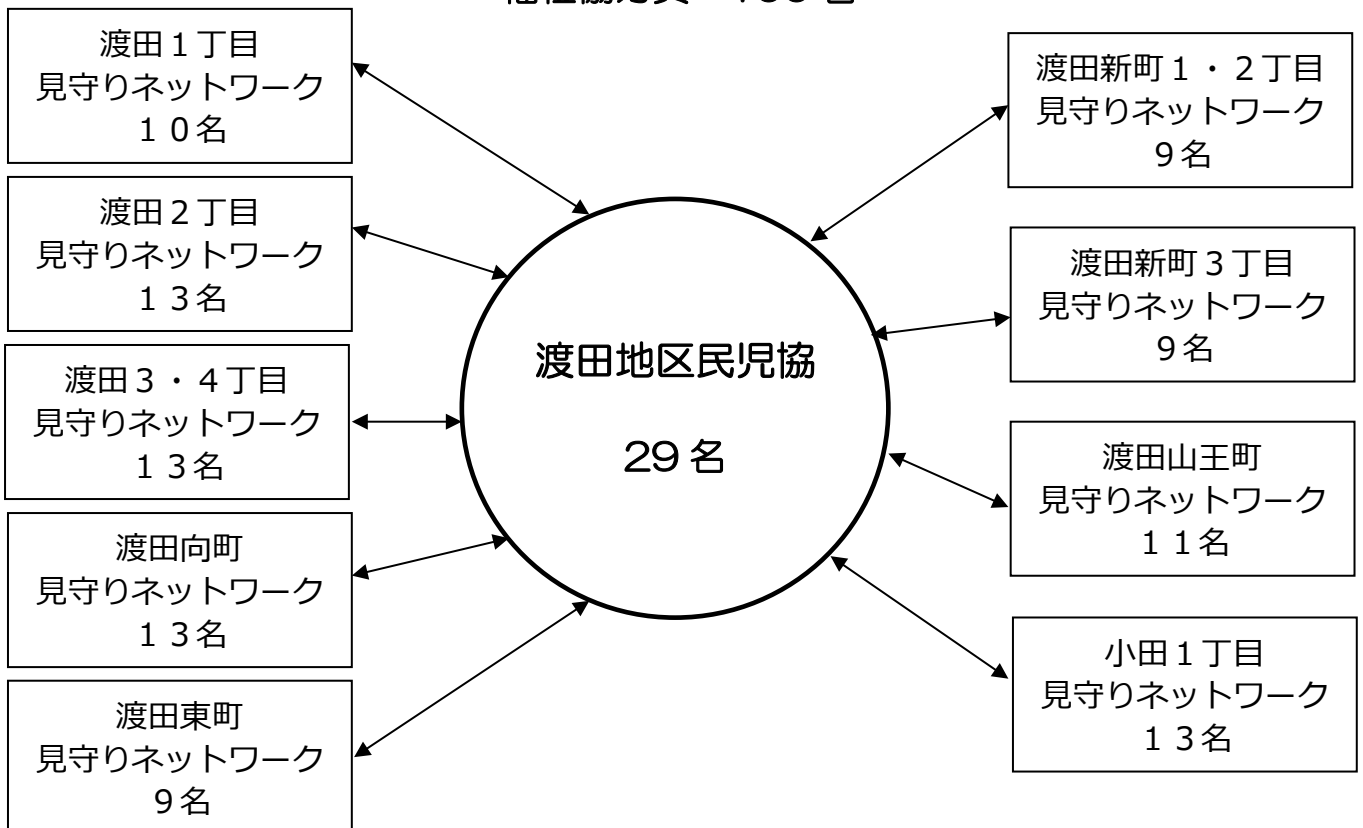
令和4年9月末

(人)	人口実数	世帯数 実数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15~64歳)	高齢者 人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	前期高齢者 人口 (65~74歳)	後期高齢者 人口 (75歳以上)
渡田地区	18,686	10,507	1,859	11,897	5,009	26.4	2,260	2,670
川崎区	230,302	130,389	23,388	154,965	52,108	22.6	25,088	26,861
川崎市	1,540,890	778,337	183,683	1,041,479	315,728	20.5	146,740	168,988

渡田地区民生委員協議会见守りネットワーク組織表

令和5年7月

福祉協力員 100名



平成24年2月1日

丸子地区「福祉協力委員」制度の諸取扱い基準について

- 丸子地区「福祉協力委員」の業務、任期、身分等の取扱い基準は、下記の通りです。

記

I. 取扱事項

1. 名 称 • • 福祉協力委員。
2. 目 的 • • 地域の見守りネットワーク推進事業の助け合い・支え合い活動を促進するため。
3. 人 員 • • 民生委員児童委員1名につき原則として1名とします。
4. 業 務 • • 丸子地区「災害弱者の災害時安否要確認者名簿」に掲載の75歳以上の高齢者（ひとり暮らし及び高齢者のみ世帯→寝たきり又は施設等への入居者を除く）の見守り（見回り）です。
社会と無縁なままの他界を無くします。（孤独死を防止します）
（新聞或いは郵便物が溜まっていないか、夕方ないし夜間に電気が点いているかを確認して頂きます。見守り対象者をよくご存知の方は友愛訪問をしても結構です。）
5. 報告等 • • 報告等は原則として無しとします。
（異例事項についてのみ担当民生委員につないで頂きます。）
6. 委嘱者 • • 地区民協会長及び地区社協会長の連名で委嘱します。
委嘱日は、原則として12月1日付です。
7. 任 期 • • 1期3年とします。但し、当期は、平成24年2月1日～平成25年11月30日です。
8. 身 分 • • ボランティアで無報酬です。年1回の研修会を開催する予定です。
9. 資 格 • • 特にありません。
10. 適任者 • • ①福祉の心を理解し、円満な常識を持っている方。
②個人情報等の守秘義務を遵守できると、認められる方。
11. その他 • • 上記に定めのない事項は、丸子地区民協会長と丸子地区社協会長が協議の上決定します。

II. 実施日 平成24年2月1日から実施します。

以上

令和元年12月1日

福祉協力委員の見回り対象者及び見回り方法等について

(業務マニュアル)

1. 見回り対象者

親族と同居している75歳以上の障害者及び施設に入所している高齢者を除く、「丸子地区災害弱者の災害時安否要確認者名簿」に掲載の次の方々です。

① ひとり暮らし高齢者

75歳以上（令和元年の場合は、昭和19年12月以前生まれの方）のひとり暮らし高齢者。

※親族と同居している日中独居の方も見回りしてください。

② 高齢者のみ世帯

夫婦どちらかが75歳以上の高齢者のみ世帯。

※子や孫夫婦等二人以上の親族と同居している方の見回りは不要です。

2. 見守り方法等

原則として、訪問はしません。月1～2回の見回りが中心です。

社会と無縁なままの他界を無くしたいのです。いわゆる孤独・孤立死を防止します。

(1) 見回りの内容

① 郵便ポストを見て頂く

新聞や郵便物が溜まっていないか

② 家の中の様子（マンションは不可能ですから除きます）

夕方ないし夜間に電気が点いているか。なお、見回り対象者をよくご存知の方は、友愛訪問をしても結構です。

③ 雨戸の開け閉めがなされているか

④ 散歩や買い物など外出する姿を見なくなった。

⑤ ご近所の噂も重要な情報です。

(2) 見回り回数

毎月、1～2回程度お願いします。

① 1回の場合・・・15日ごろ

② 2回の場合・・・1日と15日、5日と20日、10日と25日など

(3) 民生委員への報告

報告等は原則として無しです。

新聞や郵便物が溜まっているとき及び夜間に電気が点いていないとき等

おかしいと思われる場合についてのみ担当の民生委員にお知らせください。

異例事項は民生委員が対応します。

以上

川崎市社会福祉協議会 地域部会
「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、住民に一番身近な社協である地区社協が、地域共生社会実現に向けて引き続き地域福祉の中心として活躍するために、地区社協の現状や課題、今後めざすべき地区社協像や、区社協との連携などの今後のあり方を調査・検討することを目的に設置する「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」（以下、推進会議という）について必要な事項を定める。

(主な調査・検討事項)

第2条 推進会議では次に掲げる事項について、必要な調査・検討を行う。

- (1) 地区社協の現状と課題について
- (2) 会費、賛助会費、その他の財源について
- (3) 区社協との連携について～区社協における地区社協支援のあり方について～
- (4) その他目的達成のための必要な事項

(構 成)

第3条 推進会議委員は別表1のとおり構成する。

- 2 推進会議に座長1名及び副座長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第4条 推進会議は令和4年9月1日～令和6年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ延長することができる。

(運 営)

第5条 推進会議は座長が招集し、議事進行を行う。

(関係者の出席等)

第6条 座長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、推進会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は川崎市社協福祉部地域推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年6月9日から施行する。

この改正要綱は令和4年9月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	委 員
1	川崎市社会福祉協議会 地域部会 2名 (川崎市全町内会連合会選出部会員1名 区社会福祉協議会選出部会員1名)
2	川崎市川崎区内地区社協関係者 2名
3	川崎市幸区内地区社協関係者 2名
4	川崎市中原区内地区社協関係者 2名
5	川崎市高津区内地区社協関係者 2名
6	川崎市宮前区内地区社協関係者 2名
7	川崎市多摩区内地区社協関係者 2名
8	川崎市麻生区内地区社協関係者 2名
9	川崎市地域包括ケア推進室 関係職員 1名
10	川崎市社会福祉協議会 常務理事
11	川崎市社会福祉協議会 事務局長

川崎市社会福祉協議会 地域部会
「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」作業班 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は市社協地域部会の中に設置する「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」(以下、推進会議という)の論点整理や事前調査などを行う作業班の設置について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 作業班は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 推進会議の検討事項の論点整理に関すること
- (2) 推進会議の検討事項の事前調査に関すること
- (3) 推進会議への参加
- (4) その他目的達成のための必要な事項

(構成)

第3条 作業班は別表1の市社協職員を委員として構成する。

(開催期間)

第4条 会議は令和4年9月1日～令和6年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ延長することができる。

(運営)

第5条 作業班は福祉部長が招集し、議事進行を行う。

(関係者の出席等)

第6条 福祉部長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、作業班への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は川崎市社協福祉部地域推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業班について必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年6月9日から施行する。

この改正要綱は令和4年9月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

市社協職員

	委 員
1	福祉部長
2	川崎市川崎区社協地域課長または地区社協担当職員 1名
3	川崎市幸区社協地域課長または地区社協担当職員 1名
4	川崎市中原区社協地域課長または地区社協担当職員 1名
5	川崎市高津区社協地域課長または地区社協担当職員 1名
6	川崎市宮前区社協地域課長または地区社協担当職員 1名
7	川崎市多摩区社協地域課長または地区社協担当職員 1名
8	川崎市麻生区社協地域課長または地区社協担当職員 1名

「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」委員名簿

	氏名	所属	役職	備考
1	中川 潔	川崎市社会福祉協議会 地域部会 (川崎市全町内会連合会選出部会員)	部会員	
2	山本 浩真	川崎市社会福祉協議会 地域部会 (区社会福祉協議会選出部会員)	部会長	
3	岸 茂信	川崎区 小田地区社会福祉協議会	会長	令和4年度
4	島田 潤二	川崎区 田島地区社会福祉協議会	会長	令和5年度
5	青山 正明	川崎区 大師第一地区社会福祉協議会	会長	令和4年度
6	齊藤 安司	川崎区 渡田地区社会福祉協議会	会長	令和5年度
7	杉谷 憲一	幸区 御幸東地区社会福祉協議会	会長	
8	村田 清子	幸区 日吉第2地区社会福祉協議会	常務理事	
9	青木 英光	中原区 丸子地区社会福祉協議会	会長	
10	伊藤 巖	中原区 小杉地区社会福祉協議会	会長	
11	富田 誠	高津区 高津第二地区社会福祉協議会	会長	
12	池田 清夫	高津区 高津第三地区社会福祉協議会	会長	
13	津田 知充	宮前区 宮前第一地区社会福祉協議会	会長	
14	川田 和子	宮前区 向丘地区社会福祉協議会	会長	
15	大澤 敏夫	多摩区 菅地区社会福祉協議会	会長	
16	吉田 紀代子	多摩区 登戸地区社会福祉協議会	会長	令和4年度
17	松本 英嗣	多摩区 登戸地区社会福祉協議会	会長	令和5年度
18	今 富子	麻生区 麻生東地区社会福祉協議会	副会長	
19	大沼 洋子	麻生区 柿生地区社会福祉協議会	会計	
20	久保 真人	川崎市地域包括ケア推進室	地域福祉 担当課長	
21	邊見 洋之	川崎市社会福祉協議会	常務理事	
22	高田 智幸	川崎市社会福祉協議会	事務局長	

オブザーバー

	氏名	所属	役職	備考
1	黒岩 亮子	日本女子大学人間社会学部	准教授	令和5年度

「地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議」
作業班 委員名簿

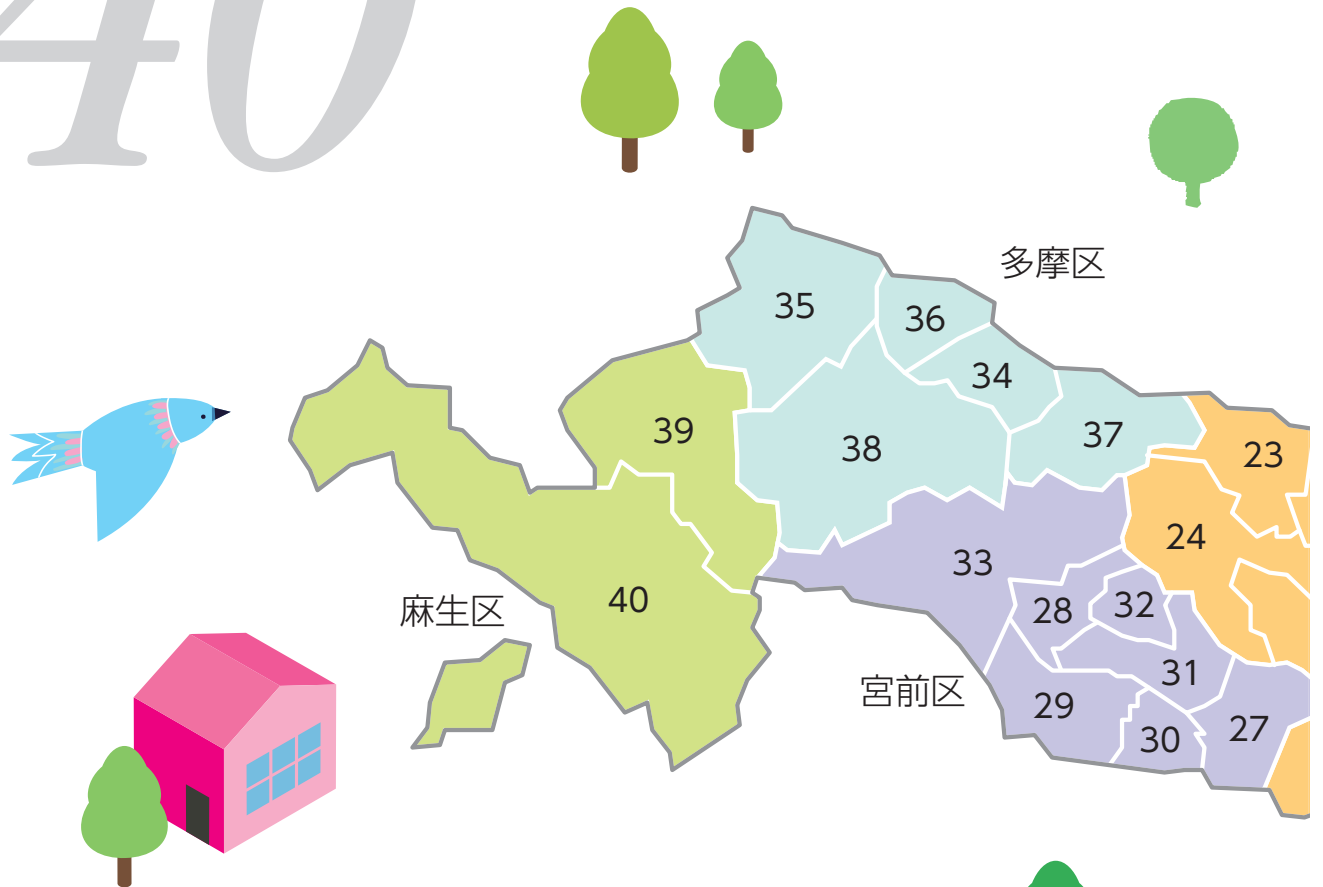
	氏名	所属	役職	備考
1	中島 洋一	川崎市社会福祉協議会 福祉部	部長	
2	舟橋 健之	川崎市社会福祉協議会 地域課	主任	令和4年度
3	大竹 尚哉	川崎市社会福祉協議会 地域課	課長	令和5年度
4	山本 直美	幸区社会福祉協議会 地域課	課長	
5	山本 良記	中原区社会福祉協議会 地域課	課長	
6	下平 博司	高津区社会福祉協議会 地域課	課長	
7	儘田 哲郎	宮前区社会福祉協議会 地域課	課長	令和4年度
8	服部 一雄	宮前区社会福祉協議会 地域課	課長	令和5年度
9	内田 由美子	多摩区社会福祉協議会 地域課	課長	
10	高橋 由加	麻生区社会福祉協議会 地域課	課長	

事務局

	氏名	所属	役職	備考
1	小田 浩範	川崎市社会福祉協議会 福祉部 地域推進課	課長	
2	西田 圭佑	川崎市社会福祉協議会 福祉部 地域推進課	主任	令和4年度
3	衣笠 遼子	川崎市社会福祉協議会 福祉部 地域推進課	主任	令和5年度
4	中野 優子	川崎市社会福祉協議会 福祉部 地域推進課	主任	マンガ作画

40

Social Welfare Council



高津区

- 23 高津第一
- 24 高津第二
- 25 高津第三
- 26 橘

宮前区

- 27 宮前第一
- 28 宮前第二
- 29 有馬鷺沼
- 30 東有馬
- 31 宮前第三
- 32 宮前中央
- 33 向丘

多摩区

- 34 登戸
- 35 菅
- 36 中野島
- 37 稲田
- 38 生田

麻生区

- 39 麻生東
- 40 柿生

川崎市の地区社会福祉協議会



川崎区

- 1 中央第一
- 2 中央第二
- 3 渡田
- 4 大島
- 5 大師第一
- 6 大師第二
- 7 大師第三
- 8 大師第四
- 9 田島
- 10 小田

幸区

- 11 南河原
- 12 御幸東
- 13 河原町
- 14 御幸西
- 15 日吉第一
- 16 日吉第二
- 17 日吉第三

中原区

- 18 住吉
- 19 玉川
- 20 丸子
- 21 小杉
- 22 大戸



地区社協の変遷

川崎市は昭和 47 年に政令指定都市となり、川崎、幸、中原、高津、多摩の 5 区が置かれ、

昭和 57 年に分区により、高津区から宮前区が、多摩区から麻生区が生まれました。

昭和 29 年度	昭和 33 年度	昭和 36 年度	昭和 42 年度	昭和 44 年度	昭和 52 年度	昭和 57 年度	平成元年度
	中央地区社協	中央第一地区社協					
		中央第二地区社協					
大師地区に 形が作られる	大師地区社協	大師地区社協第 1 支部	大師第一地区社協 ※支部制から移行				
		大師地区社協第 2 支部	大師第二地区社協				
		大師地区社協第 3 支部	大師第三地区社協				
		大師地区社協第 4 支部	大師第四地区社協				
	田島地区社協	大島地区社協					
		田島地区社協					
	小田地区社協	渡田地区社協					
		小田地区社協					
	御幸地区社協	南河原地区社協					
		御幸東地区社協					
				河原町地区社協			
		御幸西地区社協					
	日吉地区社協						
	住吉地区社協						
	玉川地区社協						
	丸子地区社協						
	小杉地区社協						
	大戸地区社協						
	高津地区社協	高津第一地区社協					
		高津第二地区社協					
		高津第三地区社協					
	橘地区社協						
	宮前地区社協			宮前第一地区社協			
				宮前第二地区社協			
				宮前第三地区社協			
	向丘地区社協						
	稲田地区社協	稲田第一地区社協		稲田第一地区社協		稲田第三地区社協	
		稲田第二地区社協					
	生田地区社協			生田地区社協			
				麻生東地区社協			
	柿生地区社協						
	18 地区社協	28 地区社協	29 地区社協	30 地区社協	33 地区社協	34 地区社協	

平成 8 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	令和 5 年度	
						中央第一地区社協	川崎区 10 地区
						中央第二地区社協	
						大師第一地区社協	
						大師第二地区社協	
						大師第三地区社協	
						大師第四地区社協	
						大島地区社協	
						田島地区社協	
						渡田地区社協	
						小田地区社協	
						南河原地区社協	幸 区 7 地区
						御幸東地区社協	
						河原町地区社協	
						御幸西地区社協	
日吉第一地区社協						日吉第一地区社協	
日吉第二地区社協						日吉第二地区社協	
日吉第三地区社協						日吉第三地区社協	中原区 5 地区
						住吉地区社協	
						玉川地区社協	
						丸子地区社協	
						小杉地区社協	
						大戸地区社協	高津区 4 地区
						高津第一地区社協	
						高津第二地区社協	
						高津第三地区社協	
						橘地区社協	宮前区 7 地区
						宮前第一地区社協	
		宮前第二地区社協				宮前第二地区社協	
		有馬・鷺沼地区社協				有馬・鷺沼地区社協	
		東有馬地区社協				東有馬地区社協	
			宮前第三地区社協			宮前第三地区社協	
			宮前中央地区社協			宮前中央地区社協	
						向丘地区社協	多摩区 5 地区
				登戸地区社協※		登戸地区社協	
					稲田地区社協※	稲田地区社協	
	菅地区社協					菅地区社協	
	中野島地区社協					中野島地区社協	
						生田地区社協	麻生区 2 地区
						麻生東地区社協	
						柿生地区社協	
36 地区社協	37 地区社協	39 地区社協		40 地区社協		40 地区社協	

※名称変更

川崎市社協LINE公式アカウント 友だち募集中！

イベントのお知らせやボランティア・
災害に関する情報など
市民の皆さまに役立つ情報をお届けします。



友だち登録は
こちらから⇒



川崎市社協オリジナルキャラクター 「ななふく」LINEスタンプ好評販売中



川崎総合科学高校デザイン科 学生とのコラボ!!
120円(全40種)

購入はこちら



スタンプを買って地域貢献！

売上は川崎市の地域福祉推進に役立たせていただきます。

地域共生社会実現に向けた地区社協活動運営推進会議報告書

令和6年2月

発行 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

〒211-0053

川崎市上小田中 6-22-5

川崎市総合福祉センター6階

(福祉部 地域推進課)

TEL 044-739-8716 FAX 044-739-8737

<https://csw-kawasaki.or.jp/>



この報告書は一部共同募金の配分金で発行されています。